

# 武蔵野市

## 一般廃棄物処理基本計画

【令和 5 年度～令和 14 年度】

- ごみ処理基本計画
- 生活排水処理基本計画
- 食品ロス削減推進計画
- 災害廃棄物処理計画
- 施設整備計画

令和 5 年 3 月

武蔵野市

# 目 次

## 第1編 一般廃棄物処理基本計画

### 第1部 総論

#### 第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 対象範囲
- 5 これまでの成果（前計画）～実績と評価の概要～
- 6 課題の整理

### 第2部 ごみ処理基本計画

#### 第1章 基本理念

#### 第2章 基本方針

#### 第3章 計画の目標

##### 3-1 ごみ排出量の将来推計

- 1 将来人口推計
- 2 産業動向
- 3 ごみ排出量の将来推計

##### 3-2 計画目標

- 1 ごみの発生抑制
- 2 ごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減

##### 3-3 計画目標を達成した場合のごみ排出量将来推計結果

#### 第4章 今後求められる取り組み

- 4-1 計画の体系
- 4-2 施策の展開

### 第3部 生活排水処理基本計画

#### 第1章 生活排水処理の現状

#### 第2章 今後の取り組み

### 第4部 計画の推進

#### 第1章 計画の推進

## 第2編 武蔵野市食品ロス削減推進計画

- 第1章 計画の背景と目的
- 第2章 計画の位置づけ
- 第3章 計画の期間
- 第4章 市の現状と課題
- 第5章 計画目標
- 第6章 目標達成に向けた取組み
- 第7章 各主体の行動指針

## 第3編 武蔵野市災害廃棄物処理計画

- 第1章 総論
  - 1-1 目的
  - 1-2 計画の位置づけ
  - 1-3 処理主体
  - 1-4 計画の対象
  - 1-4 災害廃棄物対策の基本的な考え方
- 第2章 災害廃棄物対策
  - 2-1 平時の備え（体制整備等）
  - 2-2 各フェーズでの対応
  - 2-3 災害廃棄物処理支援
- 第3章 処理計画の継続見直し、対策訓練
  - 3-1 処理計画の見直し
  - 3-2 処理計画に基づく訓練

## 第4編 一般廃棄物処理施設等施設整備計画

- 第1章 基本的な事項
- 第2章 個別施設の状況等
- 第3章 対策内容と実施時期



# 第1編 一般廃棄物処理基本計画

## 第1部 総論

### 第1章 計画策定の趣旨

#### 1 計画策定の背景と目的

本市では家庭ごみ・資源物の「市民一人1日当たり排出量(以下「原単位」という)」を多摩地域の当時の平均値であった700gまで減らすことを目的として、平成18年11月に「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」を宣言し、市民・市民団体、事業者、行政が連携してごみ減量に取り組んできました。その結果、平成21年度にごみ排出量原単位700gは達成されましたが、依然として多摩地域の当時の平均値を上回る状況でした。そこで、平成22年5月に「セカンドステージ!武蔵野ごみチャレンジ600グラム」をあらためて宣言しました。その後も平成27年3月、令和元年7月に基本計画を策定し、「環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す」という基本理念のもと、ごみの減量・資源化の取組みを進めてきました。

しかし令和元年7月の基本計画策定以後、社会経済状況は大きく変化しています。

令和2年3月には「食品ロスの削減に関する基本的な方針」が示され、市町村は、基本方針と都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければならないとされています。

また、プラスチックに関しては「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月からスタートし、2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクルする、2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用するといったマイルストーンを掲げ、取組みを進めることが求められています。

さらに、令和2年1月以降、感染拡大と縮小を繰り返している新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は粗大ごみを中心に家庭ごみが増加し、事業系ごみが大きく減少しました。この影響は、行動制限が緩和された令和3年度以降も残っている状況です。

本計画では、前計画に引き続き、SDGsの達成に貢献できる施策を展開する必要があります。「ごみゼロを目指す」ことは、単に「12. つくる責任つかう責任」にとどまらず、「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「13. 気候変動に具体的な対策を」、「14. 海の豊かさを守ろう」、「17. パートナリシップで目標を達成しよう」などの多くのゴールにつながります。世界的なSDGsの達成とともに、地域のSDGs(ローカルSDGs)の実現を目指し、「持続可能な」都市・社会を実現していくことが重要です。

本市では、今後も人口増加と高齢者率の高まりが予測されており、市民・市民団体、事業者、行政の各主体がごみ減量の意識を高めなければ、「ごみゼロ」の遂行は困難です。

これからの10年間を見据え、効率的で、安全・安定で安心できるごみの収集・処理体制を継続すべく、本市の廃棄物行政の方針を示すものとして、新たに令和5(2023)年度を初年度とする計画の一部改定を行いました。なお、本市は令和6(2024)年度以降を計画期間とする第六期長期計画・調整計画の策定を控えており、この改定は本計画と長期計画・調整計画との内容を連動させることで計画の実効性を高めるために行うものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）」第6条第1項の規定により定めるものです。固形廃棄物についてのごみ処理基本計画及びし尿等の生活排水についての生活排水処理基本計画からなります。また、食品ロス削減推進計画、災害廃棄物処理計画および施設整備・維持管理計画をあわせて策定します。

本計画は国の各種法律等を遵守するものであるとともに、武蔵野市長期計画の個別計画として位置付けられます。

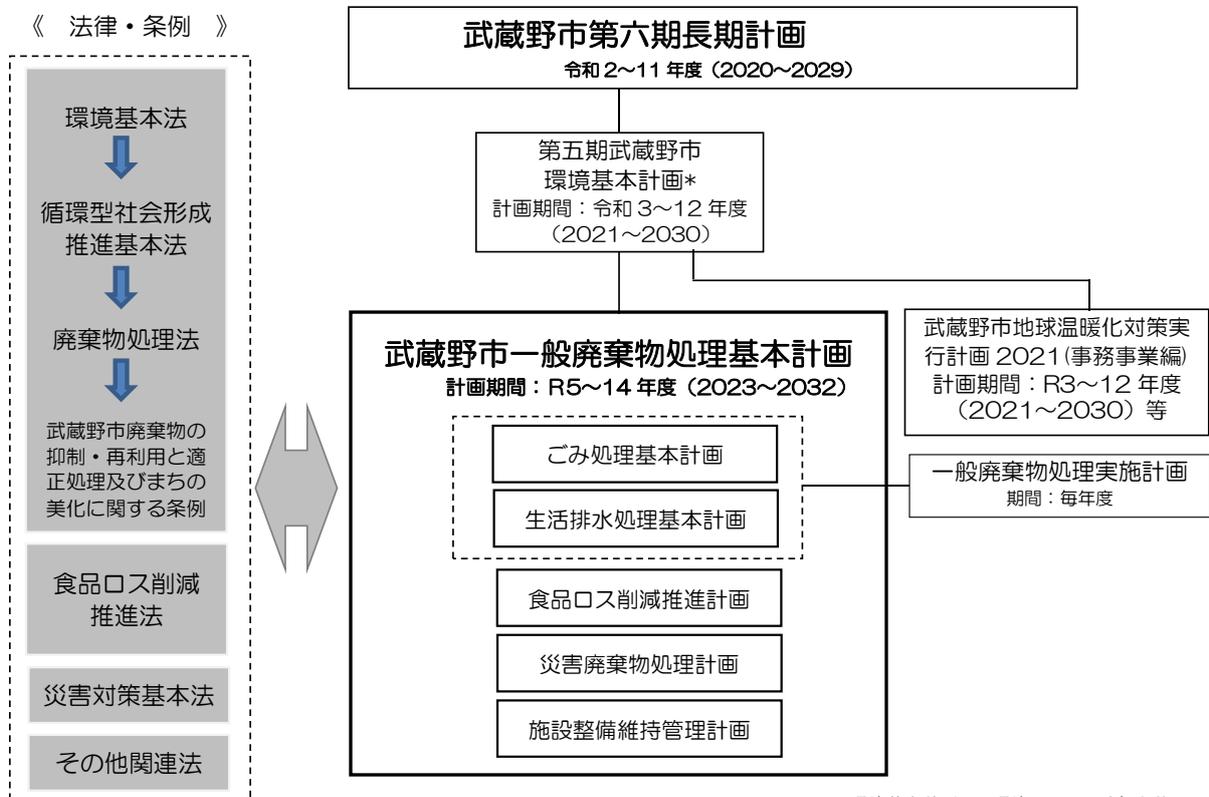


図 1-1 計画の位置づけ

### 3 計画期間

令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度の 10 年間を計画期間とします。なお、計画の実効性をより高めるため、長期計画及び調整計画に連動して見直しを行うものとしてします。

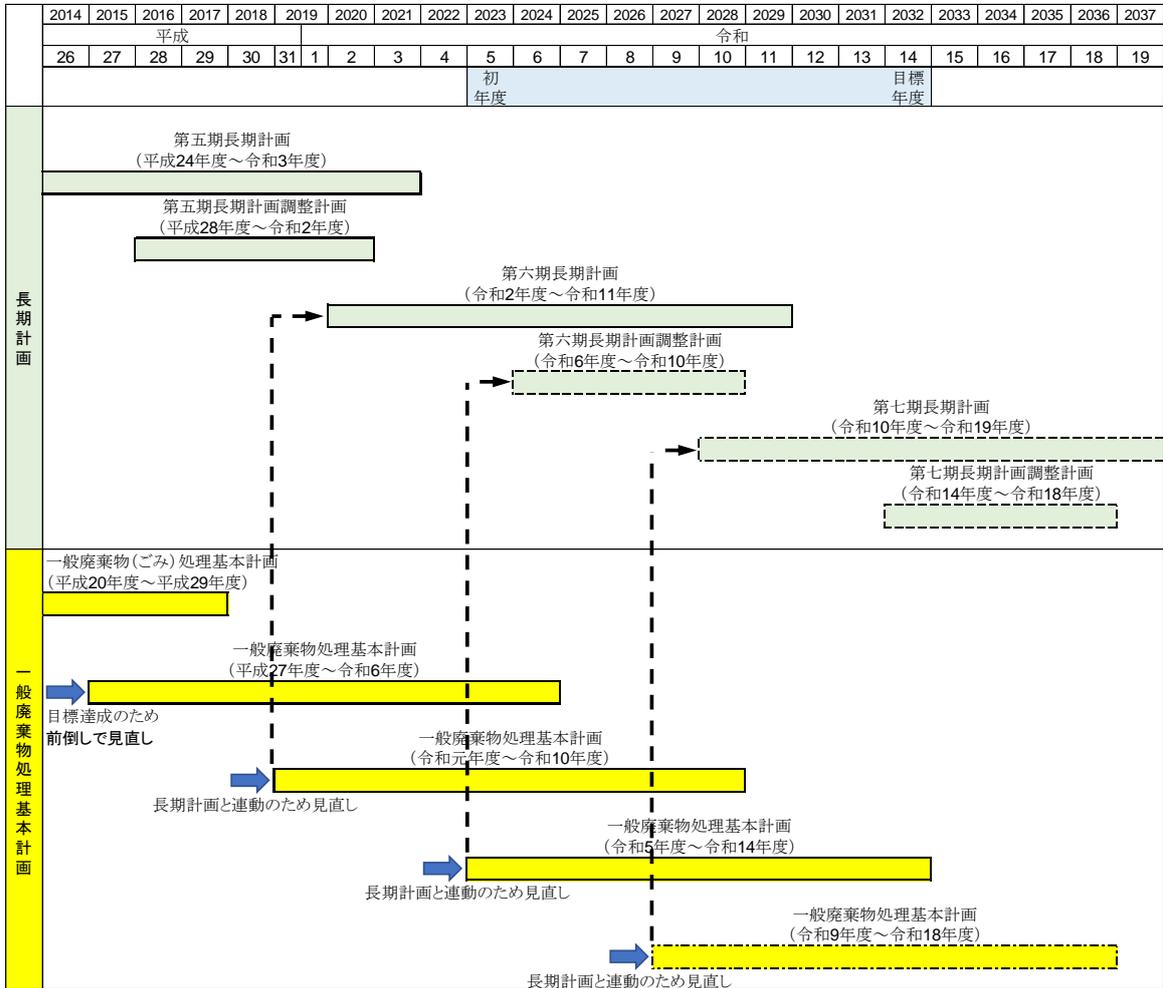


図 1-2 計画期間

### 4 対象範囲

本計画は、本市内全域で発生する一般廃棄物（ごみ、生活排水）を対象とします。

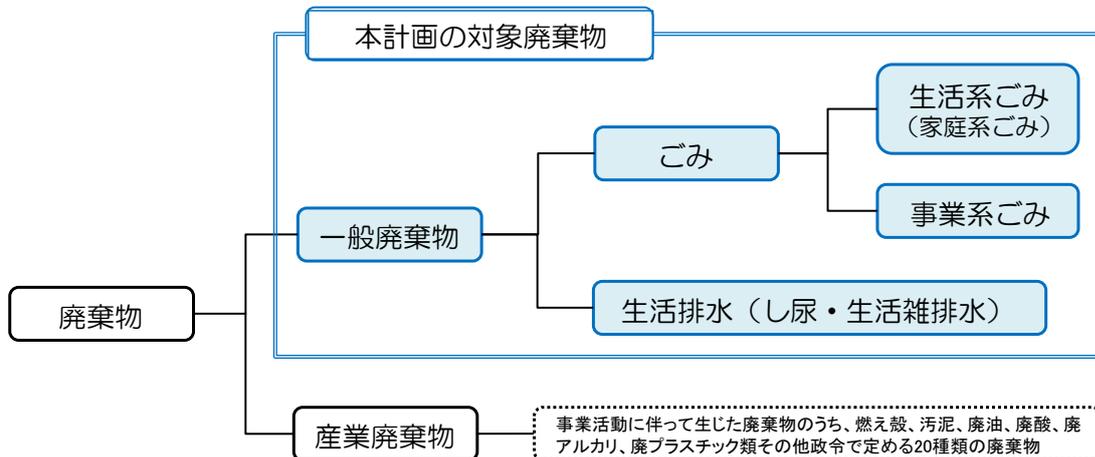


図 1-3 対象範囲

## 5 これまでの成果（前計画）～実績と評価の概要～

前計画では計画の目標として「ごみの排出抑制」、「最終処分量の削減」、「ごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減」に係る目標を定めていました。

以下では、令和3年度実績値による前計画の目標値の達成状況を整理し、目標値達成状況から見た課題を明らかにします。

### （1）ごみの排出抑制に係る目標

#### 1) 目標値達成状況

ごみの排出抑制に係る目標値の達成状況を表 1-1 に示します。現行計画の目標年度は令和10年度ですので、途中年度である令和3年度の計画値と実績値により比較、評価を行います。

表 1-1 ごみの排出抑制に係る目標の達成状況（令和3年度）

項目\年度	目標値 (令和10(2028))	令和3(2021) 実績値	令和3(2021) 計画値	目標値との比較
市民一人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	588g/人/日以下	637g/人/日	619g/人/日	令和3年度の実績値が計画値を超過しており、今後の大幅な削減(49g/人/日)が必要となる
事業系持込ごみ年間 当たりの排出量	5,649t/年	5,273t/年	5,959t/年	令和3年度の実績値が既に令和10年度の目標値を達成している。

市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和3年度の計画値 619g/人/日に対して実績値は 637g/人/日となっています。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に大きく増加したことが影響し、計画値を達成できていません。

一方、事業系持込ごみ年間当たりの排出量は令和3年度の計画値 5,959t/年に対して 5,273t/年となっており、令和10年度の目標値である 5,649t/年を既に下回っています。

## 2)ごみ排出量の推移

過去 10 年間のごみ排出量の推移を表 1-2 及び図 1-4 に示します。

表 1-2 ごみ排出量の実績

年度 (和暦)	年度 (西暦)	収集対 象人口 (人)	家庭ごみ収集(t/年)						事業系 可燃ごみ (持込み) (t/年)	合計 (t/年)	年間1人 あたり 排出量 (kg/人/年)	一人1日 あたり 排出量 (g/人/日)	家庭系ご み一人1 日あたり 排出量 (g/人/日)
			燃やす ごみ	燃やさな いごみ	粗大 ごみ	資源物	危険・有 害ごみ	収集量 計					
H24	2012	138,582	21,063	1,258	1,358	10,458	93	34,230	9,494	43,724	316	864	676.7
H25	2013	140,598	21,089	1,246	1,377	10,782	92	34,586	6,862	41,448	295	808	674.0
H26	2014	142,108	20,545	1,129	1,477	10,865	90	34,106	6,272	40,378	284	778	657.5
H27	2015	143,251	20,725	1,165	1,476	10,829	87	34,282	6,609	40,891	285	780	653.9
H28	2016	143,864	20,526	1,118	1,412	10,633	84	33,773	5,805	39,578	275	754	643.2
H29	2017	145,016	20,371	1,105	1,467	10,477	82	33,502	5,729	39,231	271	741	632.9
H30	2018	146,128	20,349	1,064	1,571	10,366	90	33,440	6,132	39,572	271	742	627.0
R1	2019	146,847	20,829	1,120	1,546	10,319	94	33,908	6,377	40,285	274	750	630.9
R2	2020	147,677	21,616	1,273	1,749	10,849	102	35,589	5,117	40,706	276	755	660.3
R3	2021	148,235	21,139	1,116	1,556	10,574	98	34,483	5,273	39,756	268	735	637.3

出展) 令和4年度版 事業概要 廃棄物の抑制・再利用と適正処理(統計: 令和3年度実績)

※人口は各年度10月1日付けの住民基本台帳人口。

※粗大ごみには、粗大ごみ再生分を含む。

※資源物は、古紙・ビン・缶・ペットボトル・その他プラスチック製容器包装の資源収集合計に、排出抑制した量(拠点回収・剪定枝木回収分)を加えたもの。剪定枝木には公園等の分は含まない(家庭から排出されたもののみ)。

※集団回収分は含まない。

※少数点以下は端数処理をしているので、合計が合わない場合がある。

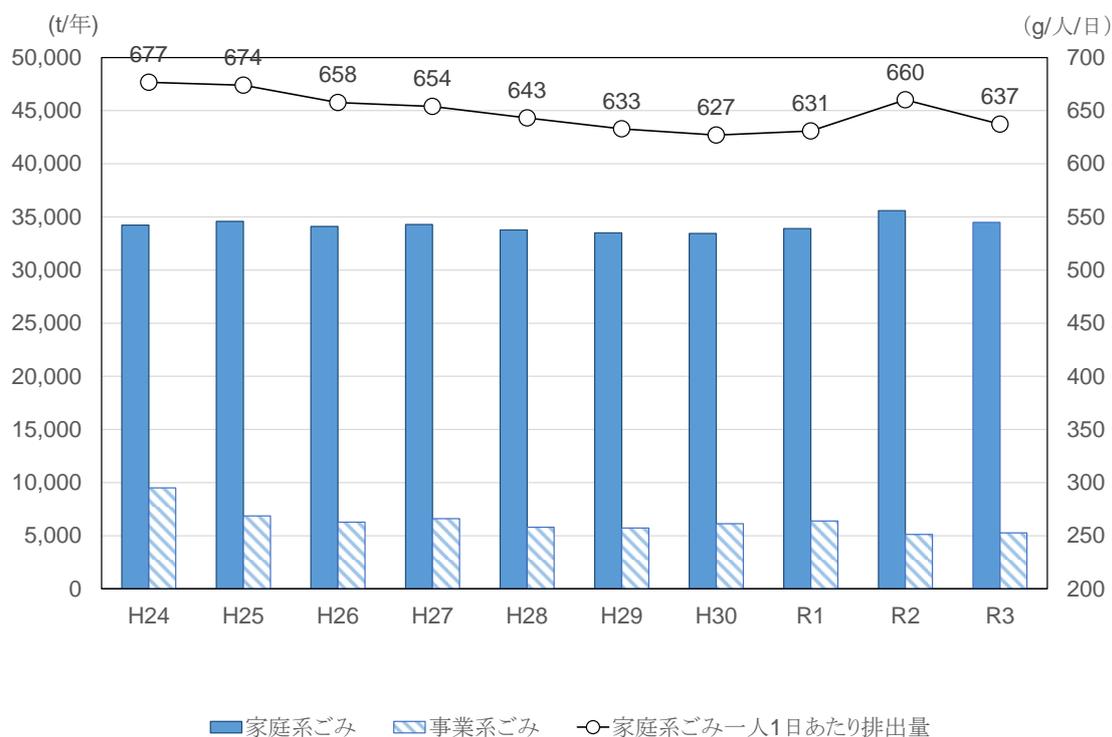


図 1-4 ごみ排出量の推移

武蔵野市のごみ排出量は人口が増加しているにも関わらず、家庭系ごみ収集量は平成 30 年度まで、事業系ごみは平成 29 年度まで減少傾向でした。

家庭ごみ収集量は令和元年度に増加に転じ、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあって大きく増加しました。令和 3 年度は令和 2 年度からは減少したもの

の、令和2年度の増加分を解消するに至っていません。

事業系可燃ごみ（持込み）は、中国の廃プラスチック・古紙等の輸入規制に伴う影響等によって平成30年度、令和元年度と増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は大きく減少しました。令和3年度は若干増加しましたが、令和2年度からの減少の影響は続いています。

## （2）最終処分量の削減目標

### 1) 目標値達成状況

以下に最終処分量の削減目標を示すとともに、表1-3に搬入配分容量を整理し、示します。平成26年度以降、搬入配分容量を順守し、最終処分を行っています。

目標	最終処分量の削減 (東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容(量)化基本計画で定められた配分量の順守)
----	--

表1-3 最終処分場搬入配分容量（武蔵野市割り当て量）

(単位:トン、ただし搬入配分容量の不燃物の単位はm<sup>3</sup>)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
焼却灰	3,112	2,900	2,717	2,759	2,580	2,540	2,675	2,779	2,704	2,724
不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3,112	2,900	2,717	2,759	2,580	2,540	2,675	2,779	2,704	2,724
エコセメント化	3,112	2,900	2,717	2,759	2,580	2,540	2,675	2,779	2,704	2,724
搬入配分容量										
(焼却灰)	2,587	2,613	2,797	2,817	2,855	2,742	2,904	2,929	2,919	2,908
(不燃物)	104	67	57	63	0	0	0	0	0	0

出典) 令和4年版 事業概要 (統計: 令和3年度実績)

### 2) 焼却処理量と焼却灰量等の推移

本市の焼却処理量と焼却灰量等の実績を表1-4及び図1-5に示します。ごみ量の減少に伴って焼却処理量は減少してきており、焼却処理量に対する焼却灰量の割合はほぼ10%を下回る値で推移してきています。

本市では焼却灰のエコセメント化を実施しており、発生する焼却灰を全量エコセメント化することで、最終処分量は発生していません。

表 1-4 焼却処理量と焼却灰等の実績

年度 (和暦)	年度 (西暦)	焼却量(t)	焼却灰(t)	焼却残渣率 (%)	焼却灰資源化 (t)
H24	2012	32,508	3,192	9.8%	3,192
H25	2013	29,929	2,956	9.9%	2,956
H26	2014	28,793	2,794	9.7%	2,794
H27	2015	29,376	2,849	9.7%	2,849
H28	2016	28,247	2,647	9.4%	2,647
H29	2017	28,052	2,635	9.4%	2,635
H30	2018	27,498	2,771	10.1%	2,771
R1	2019	29,214	2,876	9.8%	2,876
R2	2020	29,009	2,761	9.5%	2,761
R3	2021	28,536	2,763	9.7%	2,763

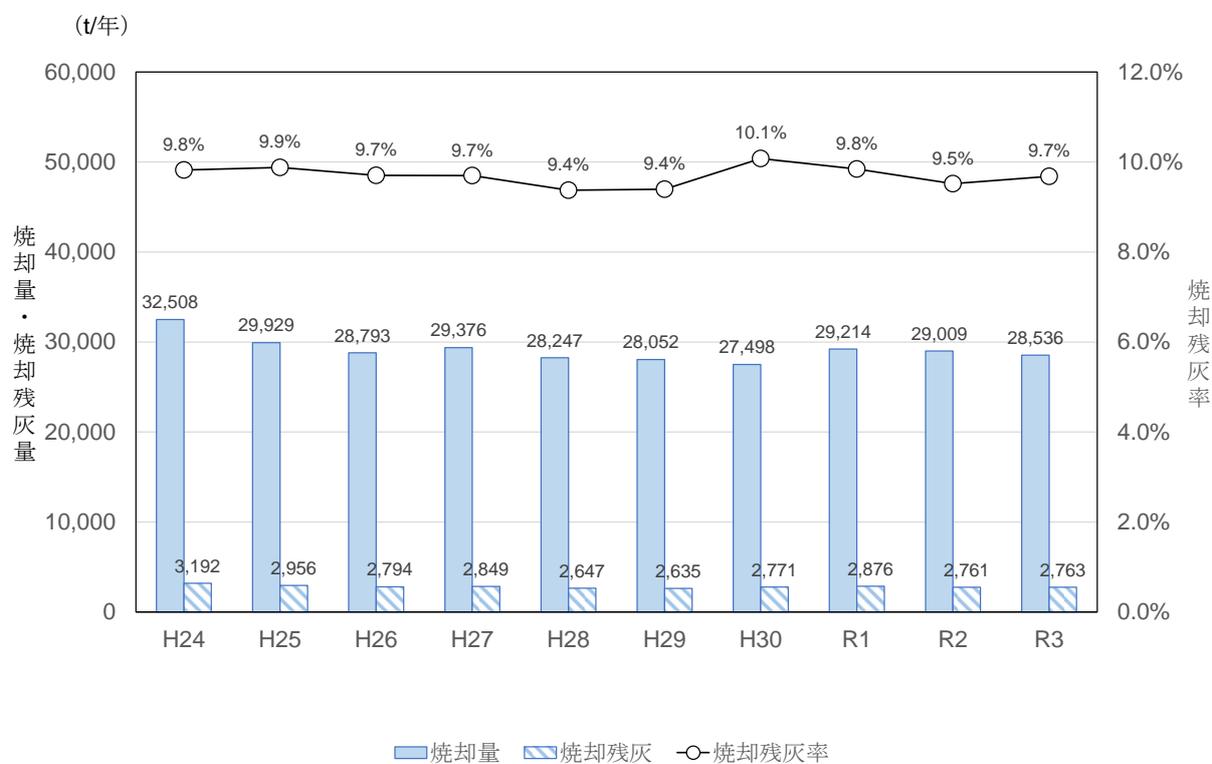


図 1-5 焼却処理量と焼却灰量等の推移

### (3) ごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減目標

#### 1) 目標達成状況

ごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減目標を次に示します。

目標
① 事業の改善及びコストの効率化(経費とその内訳のわかりやすい内容での周知)
② クリーンセンターでの焼却処理に伴って排出される温室効果ガスの削減 (東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容(量)化基本計画で定められた配分量に基づく)

#### 2) ごみ処理経費等の推移

ごみ処理・資源化コストの効率化を推進するため、本市ではごみ収集の在り方等検討委員会で検討を行った結果、平成 31 年 4 月に収集頻度削減及び収集地区割と収集品目の平準化を行いました。また、平成 26 年度から分別品目別処理費用を算出し、事業概要で周知しています。

本市のごみ処理経費の実績を図 1-6、表 1-5 及び図 1-7 に示します。平成 31 年 4 月以降の収集頻度削減等の効果が明確に見えるものではありませんが、令和元年度、2 年度と、ごみ処理量自体は増加している中、ごみ処理経費はほぼ横ばいで推移しています。

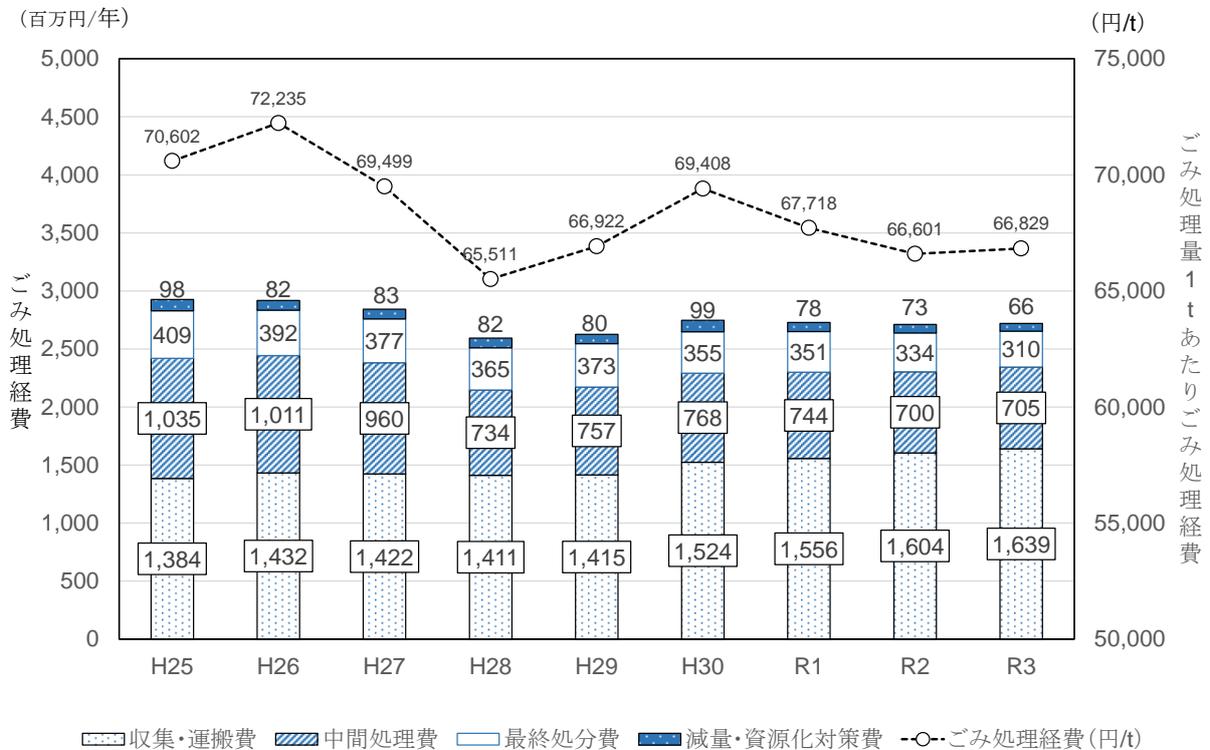


図 1-6 ごみ処理経費の推移

表 1-5 ごみ処理経費の推移

(単位:百万円)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
収集・運搬費	1,384	1,432	1,422	1,411	1,415	1,524	1,556	1,604	1,639
中間処理費	1,035	1,011	960	734	757	768	744	700	705
最終処分費	409	392	377	365	373	355	351	334	310
減量・資源化対策費	98	82	83	82	80	99	78	73	66
ごみ処理経費計	2,926	2,917	2,842	2,593	2,625	2,747	2,728	2,711	2,720
※収集対象人口(人)	140,598	142,108	143,251	143,864	145,016	146,128	146,847	147,677	147,677
ごみ処理経費(円/人)	20,813	20,525	19,839	18,022	18,104	18,796	18,577	18,358	18,421
ごみ処理量(t)	41,448	40,378	40,891	39,578	39,231	39,572	40,285	40,706	40,706
ごみ処理経費(円/t)	70,602	72,235	69,499	65,511	66,922	69,408	67,718	66,601	66,829
し尿処理経費	33	34	33	30	32	34	40	39	40
廃棄物処理費計	2,960	2,951	2,875	2,623	2,657	2,781	2,768	2,750	2,761
一般会計	59,838	61,780	65,592	68,518	63,843	63,694	68,505	83,930	76,999
一般会計に占める割合	4.95%	4.78%	4.38%	3.83%	4.16%	4.37%	4.04%	3.28%	3.59%

※収集対象人口は各年度10月1日付の住民基本台帳人口

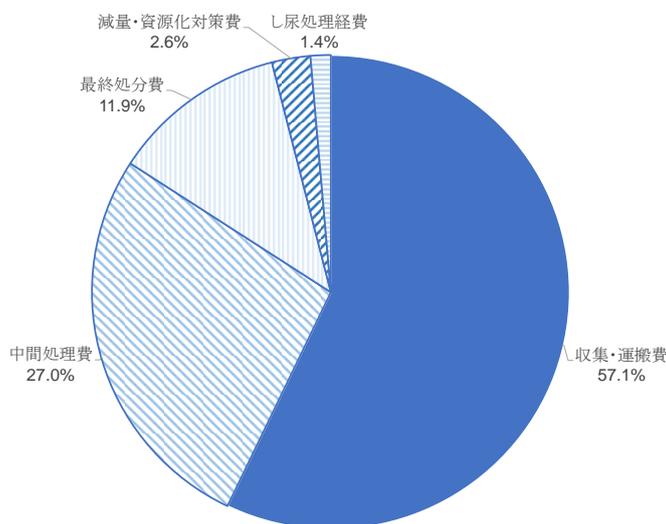


図 1-7 ごみ処理経費の部門別割合 (令和3年度実績)

なお、近年の傾向を見ると、中間処理費及び最終処分費は減少しているものの、収集・運搬費の増加により、ごみ処理経費の削減が進んでいないことがわかります。令和3年度の部門別の割合をみると、収集・運搬経費が約57%、中間処理費が約27%、最終処分費が約12%、減量・資源化対策費が約3%となっています。また、本市のごみ処理経費の一般会計に占める割合は4%程度で推移しています。

家庭ごみの分別品目別処理費用を表1-8に示します。資源物は総じて可燃・不燃ごみよりも処理量当たりの単価が高く、缶やペットボトルは可燃・不燃ごみの4倍ほどとなっています。

また収集経費だけを見ると、可燃・不燃ごみが20.4円/kgであるのに対し、古紙・古布が39.9円/kg、缶の場合は269.2円/kgであり、資源物は収集経費が大きいことがわかります。

表 1-6 家庭ごみの分別品目別処理費用（令和 3 年度実績）

区分	収集経費 (千円)	その他※1 (千円)	経費計 (千円)	収集量 (kg)	kg当たり単価 (円/kg)
可燃・不燃ごみ	480,244	477,846	958,090	22,255,020	43.1
資源物（びん）	108,781	5,919	114,700	1,404,577	81.7
資源物（古紙・古布）	247,852	-25,826	222,026	5,981,645	37.1
資源物（缶）	122,153	-58,669	63,484	424,550	149.5
資源物（ペットボトル）	110,880	-22,123	88,757	537,540	165.1
資源物（その他プラ容器）	238,828	798	239,626	2,004,240	119.6

※1「その他」はごみ処理手数料（ごみ袋代）、売り払い代金や保管料・処理委託料等。可・不燃ごみには中間処理費および最終処分費が含まれる。本表は行政収集にかかる費用で、小規模事業所から排出されたごみを含むが民間搬入は含まない。

### 3) 焼却処理に伴う温室効果ガス排出量の推移

クリーンセンターでの焼却処理に伴って排出される温室効果ガスについて、廃プラスチック焼却に伴う二酸化炭素排出量を整理し、図 1-9 に示します。

現在のクリーンセンター稼働後の平成 29 年度以降、廃プラの焼却に伴い年間 13,000t～16,000t の二酸化炭素を排出しています。

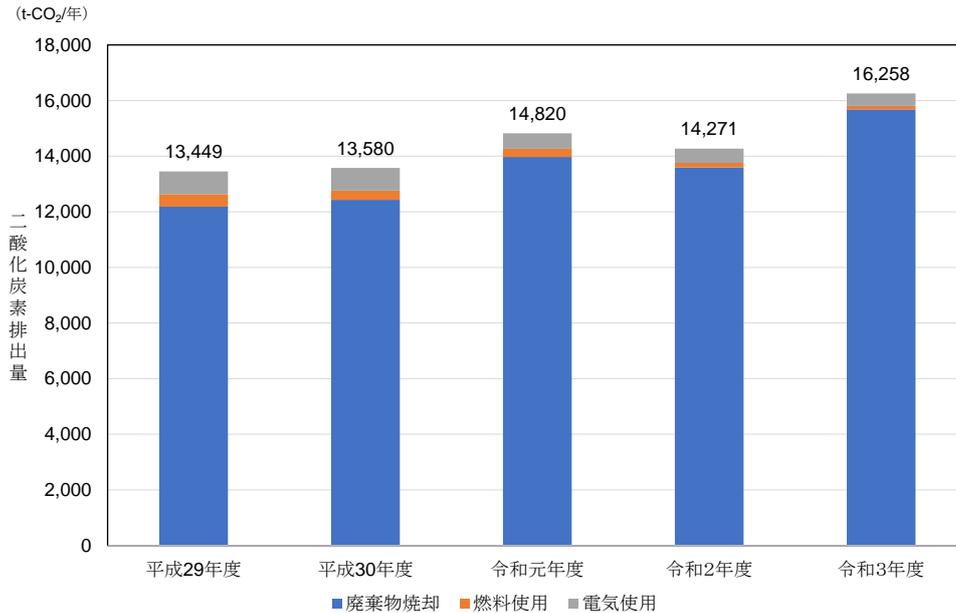


図 1-9 廃プラスチックの焼却に伴う温室効果ガス排出量

#### (4) 主な施策の成果

- 1) 「武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会」最終報告書(平成30年9月)で示された、改善可能な課題の解決の一つとして、平成31年4月に収集頻度等を変更しました。これによる効果の検証を令和2年度に行った結果、環境負荷の削減効果が認められるとともに、中長期的なコスト抑制に資するという考察がされました。
- 2) 飲食店・小売店の食品ロス削減、食品ロス削減に対する市民意識の向上を図ることを目的として、フードシェアリングサービス「TABETE」を運営する株式会社コークッキングと令和4年4月に連携協定を結びました。協定締結により相互協力し、広報や啓発を行っていきます。
- 3) 市内のリユース活動の促進および循環型社会の形成への寄与を図ることを目的として、リユースなどの地域情報サイトを運営する株式会社ジモティーと令和4年4月に連携協定を結びました。これにより相互協力し、広報や啓発を行っていきます。
- 4) 不要になった日常生活用品の再利用を推進し、「譲ります」「譲ってください」の情報を交換するための掲示板「むさしのエコボ」について、市内のリユース活動をより促進するため、大幅に設置場所を増やしました。令和3年度末時点の市内15か所から、主に子育て支援施設やコミセンに設置を拡大し、令和4年7月までに計33か所となりました。
- 5) 令和2年11月中旬に武蔵野市公式LINEがリニューアルし、ごみについての分別検索・収集日通知等の機能が備わりました。これに伴い、「ごみアプリ」は令和2年度末で公開(新規ダウンロード及びアップデート)終了としました。
- 6) 3R連続環境講座など一部の事業では、新型コロナウイルスの影響もある中で、参加者の利便性を考慮し、オンライン方式等の参加方法や回数の見直し等を行ったうえで開催しました。
- 7) 資源物の集団回収については、団体への補助金額が都内の他自治体と比較して高い水準にあったため、廃棄物に関する市民会議の中で見直しを行いました。1kgあたり補助金単価を10円から8円に減額し、本市のみの制度である団体への事務手数料は廃止(それぞれ令和3年度分から)することにより、適正な基準に精査しました。
- 8) クリーンセンターでは令和元年11月から、一時休止していた都市鉱山開発事業を再開し、廃家電製品ピックアップ回収による有用金属・希少金属の資源化を実施しました。また、小型充電式電池を分別し、専門工場による再資源化を実施しました。金属資源化および小型充電式電池対策としては、小型家電の拠点回収も継続し、令

和2年度中に回収ボックスを20か所まで拡大しました。

9) クリーンセンターの発煙・発火事故のリスク低減については、危険・有害ごみの適正分別について動画を作成し YouTube で公開し、令和3年3月には吉祥寺・武蔵境の大型ビジョンにて放映するなど、啓発も強化しています。

10) CEMS（地域エネルギーマネジメントシステム）を導入し、エネルギーの年間最適化運転計画の立案を進めました。また蓄電池システムを導入し夜間電力の有効活用を開始しました。

市立小中学校への余剰電力の地産地消利用による電力託送（自己託送）の時間当たりの供給量を増やし、地産地消率の向上に努めました。

11) 旧クリーンセンターの一部を再利用した環境啓発施設「むさしのエコ re ゴート」は令和2年11月に開館し、「環境の学校」など各種連続講座及びイベントを実施しました。

#### （5）家庭ごみの組成

本市では、ごみ処理計画や施策等の基礎データとすることを目的として、平成19年より原則年1回ごみ組成分析調査を実施しています。調査では、平均的なデータを得るため、市内を3つ（吉祥寺、中央、境）の地域に分け、居住形態等を勘案して均等に回収しています。以下に令和3年度の実施結果を示します。

##### 1) 可燃ごみ

可燃ごみの物理的組成をみると、適正に分別された燃やすごみが82.36%、分別不適物（燃やさないごみ、資源化可能なもの）が16.76%、その他（ごみが入っていた容器・包装等）が0.86%でした。

分別不適物の内訳のほとんどは古紙、古着、汚れていないプラスチック製容器包装などの、資源化可能なもの（16.64%）でした。

##### 2) 不燃ごみ

適正に分別された燃やさないごみの比率は、86.42%でした（3地域の単純平均）。

分別不適物については、燃やすごみ（プラスチックやかばん、バッグ類等の旧燃やさないごみ）の比率が高く、約6%を占めていました。

また、全地域で危険・有害ごみが排出されており、具体的には乾電池、リチウムイオン電池内蔵のモバイルバッテリー・充電式小型家電やスプレー缶が含まれていました。

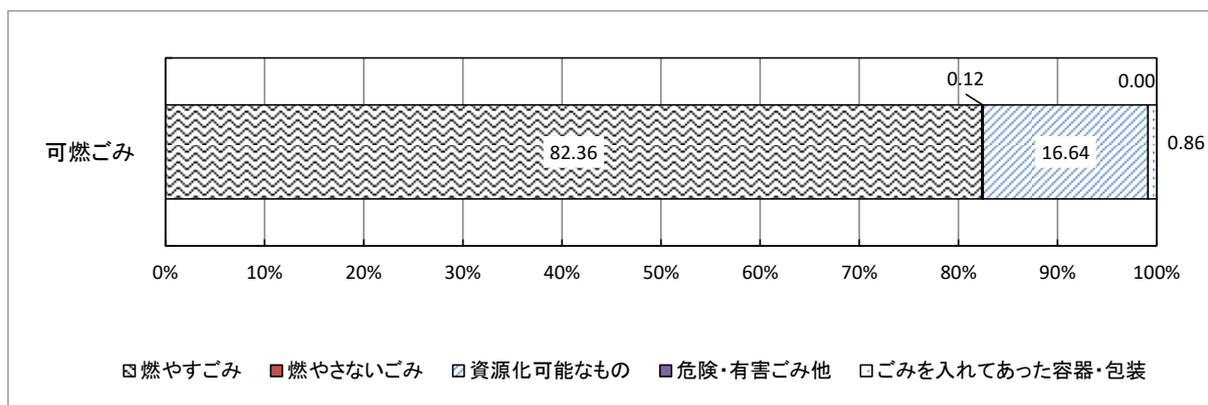


図1-9 可燃ごみの物理的組成 (湿ベース重量パーセント)

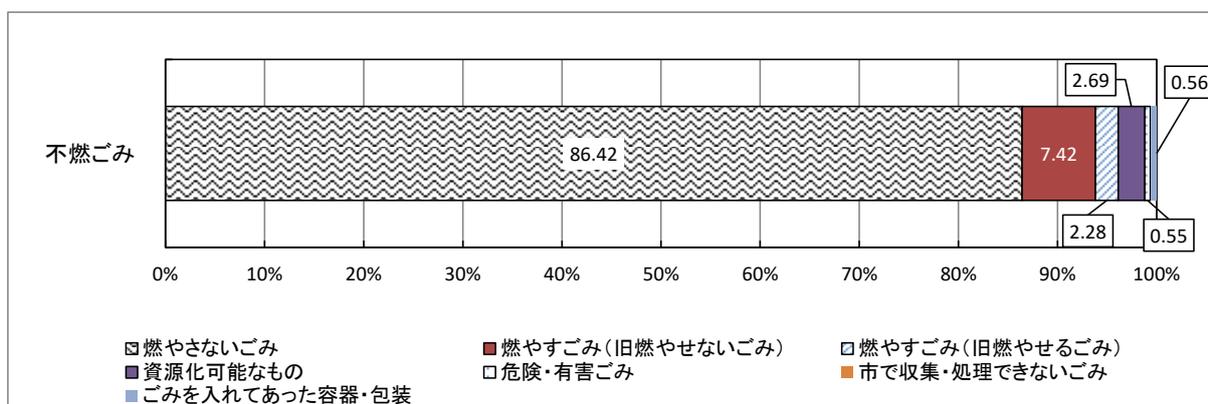


図 1-10 不燃ごみの物理的組成 (湿ベース重量パーセント)

### 3) 食品ロスの排出状況

食品ロスは世界的な課題となっており、国は「食品ロス削減の推進に関する関係省庁会議」等を設置し、また「食品ロスの削減の推進に関する法律」を令和元年10月1日に施行するなどして、食品ロスの削減に向けた取組みを進めています。また、地方自治体においても、各自治体の地域特性等を踏まえ、食品ロスの削減に向けた取組みを行っています。

この調査では資源化できる厨芥類（手つかず食品・飲料、調理くず、食べ残し）を食品ロスとしました。食品廃棄物（厨芥類）は、調査試料の可燃ごみのうち約40%が排出され、その中で食品ロスが厨芥類に占める割合は約33%（可燃ごみの約13%）で、全国平均（環境省「令和3年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」）の32.4%に近い数値でした。この内、手つかず食品は約12.7%、食べ残しは約10.6%で、全国平均よりやや低い数値でした。

なお、食品ロスが厨芥類に占める割合について、直近3年間の平均値は35.20%と、全国平均の33.7%と比べて若干高い数値となりました。

表 1-7 食品ロスの排出状況

分類項目		重量(kg)	容積(ℓ)	割合	
厨芥類	食品ロス	手つかず食品	4.66	20.0	12.69%
		手つかず飲料	0.00	0.0	0.00%
		調理くず(加熱、加工等調理前のもの)	3.54	40.0	9.64%
		食べ残し(加熱、加工等調理後のもの)	3.90	20.0	10.62%
		食品ロス計	12.10	80.0	32.95%
	その他分類できない厨芥類	24.10	80.0	65.63%	
	資源化できない厨芥類	0.52	3.0	1.42%	
	厨芥類計	36.72	163.00	100.00%	

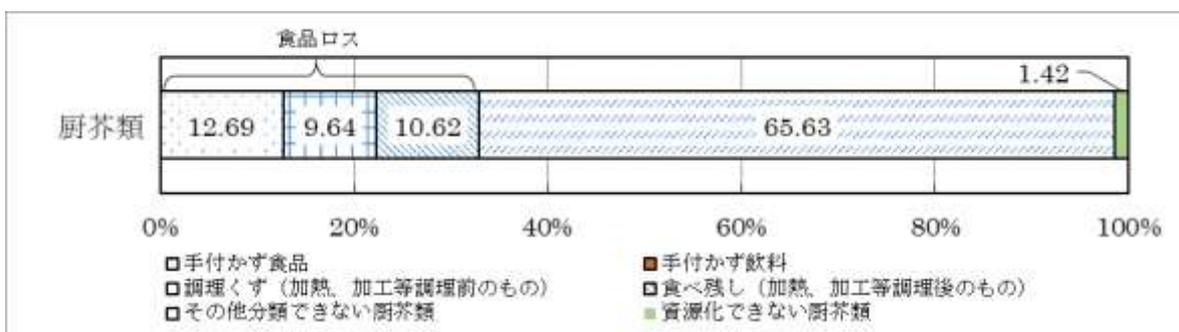


図 1-11 食品ロスの排出状況

#### 4) 可燃ごみ中のプラスチックごみの排出状況

近年、廃プラスチックの有効利用率の低さや、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的に問題となっています。国は循環型社会を目指し、令和4年4月からプラスチック資源循環促進法を施行するなど、様々な取組みを進めています。

今回の調査で、可燃ごみ中のプラスチックごみ（汚れたプラスチック製容器包装、プラスチック製品、プラスチック製容器包装）は、9.87%でした。この内、汚れたプラスチック製容器包装が6.57%で最も多く、コンビニやスーパーのお弁当容器などが洗われずに排出されていると考えられます。これらを洗浄してプラスチック製容器包装として分別することで、資源化率の増加につながるものと考えられます。

なお、不燃ごみ中のプラスチックごみは6.26%でした（3地域の単純平均）。この内、プラスチック製品が5.70%と最も多く排出されていました。

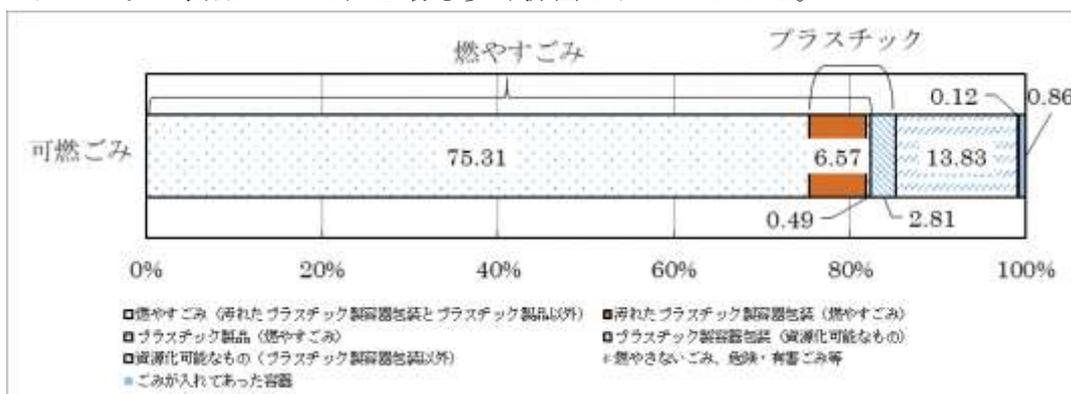


図 1-12 可燃ごみ中のプラスチックごみの排出状況

## 6 課題の整理

これまでの本市の取組の実績を踏まえた、今後の本市の廃棄物処理に係る主な課題として、以下のものが挙げられます。

### (1) 現行計画の目標値達成状況

- 1) 家庭ごみ1人1日当たり排出量は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標の達成へ向け、引き続き減量化の取組を推進・強化していく必要があります。
- 2) 事業系ごみの年間排出量は目標値を達成しています。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限の影響が大きいと考えられます。今後、行動制限の緩和に伴い排出量が増加すると予想されますので、引き続き指導を継続していくことが重要となります。
- 3) 最終処分量は目標を達成しており、今後も継続して配分量を遵守していくことが必要です。一方で、エコセメント化は処理処分費の増大につながりますので、引き続き焼却量(=ごみ量)の削減に努めていく必要があります。
- 4) 温室効果ガス排出量の削減のためには、焼却するプラスチックの削減が課題の一つです。ただし、これらの分別回収・資源化の実施には、費用の増加と、収集・運搬・資源化に要する温室効果ガス排出量の増加が見込まれますので、これらについて十分な検討を行っていくことが重要です。
- 5) 資源化率は近年微減傾向です。ごみの減量とともに資源化のための取組も推進していくことが必要です。また、可燃ごみ、不燃ごみ中に含まれる資源物の実態の継続的な把握が必要です。

### (2) 現行計画の取組状況から見た課題

- 1) 現行計画で実施予定の取組は、基本的に実施されています。今後に向けては、取組みを継続するとともに、環境学習の推進、店頭回収の推進や食品ロス削減など、事業者との連携も必要です。

### (3) 人口規模が類似している都市との比較から見た課題

- 1) 関東圏の類似自治体と比較するとごみ排出量、資源化率は優秀ですが、処理経費は中間処理、最終処分とも高くなっています。
- 2) これら処理経費削減のためにはごみの減量が重要となります。

### (4) 東京たま広域資源循環組合 26市町の比較から見た課題

- 1) 多摩地区内では、ごみ排出量、資源回収率、年間処理経費など、全体的に平均を少し下回っています。
- 2) 資源物の排出量が比較的多いことから、これを継続しつつ、特に可燃ごみの減量化に努めていく必要があります。

(5) 廃棄物行政の動向から見た組むべき課題

- 1) 令和4年4月より施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチック廃棄物の3Rの推進、海洋ごみ問題への取組、廃プラスチックの一括回収等、循環利用を図っていくことを基本原則として、これらへの対応が求められています。
- 2) 令和2年に「食品ロス削減の推進に関する基本方針」が策定され、これまで以上に食品ロスの削減に努めていくことが求められています。

(6) 環境問題をめぐる国際的な潮流から見た取り組むべき課題

- 1) 平成27年9月の国連サミットで「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択され、先進国・発展途上国を問わず、各国が普遍的に取り組む課題とされています。本計画でも、17の目標と169のターゲットを踏まえつつ、取組を推進していくことが必要です。
- 2) 国内では令和2年1月に最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症ですが、感染拡大、縮小を繰り返しつつ、終息の見込みが見えない状況にあります。そのため、今後も感染状況や対応状況を踏まえつつ、これによる影響を考慮し、ごみの減量等に取り組んでいくことが必要です。

## 第2部 ごみ処理基本計画

### 第1章 | 基本理念

地球温暖化、海洋汚染、大気汚染、森林破壊など、私たちの活動は、環境に対して様々な影響を与えています。その結果、夏季の酷暑、線状降水帯による集中豪雨、日本近海での台風の発生や巨大化、そして、それらによる災害の発生ともたらされる甚大な被害等、私たちの日々の暮らしに大きな影響を与えています。

このような環境の変化を、少しでも和らげるためには、市民一人ひとりが地球環境への負担を減らす意識を持ち、自らのできることを取り組む必要があります。

私達が目指すべきは持続可能（サステナブル）な循環型社会であり、地球環境を保全するため、資源やコスト等を有効に活用した省資源・省エネルギーの社会を作らなければなりません。

**ごみゼロを目指して 持続可能なまち「むさしの」へ  
～身近なことからみんなで一歩ずつ～**

これは、将来にわたり持続可能なまち「むさしの」として発展していくために、市民生活や事業活動において、ごみの発生を可能な限り抑制するとともに、エネルギーや資源の消費を抑え、環境に与える負荷の小さい都市を目指していくことを示しています。

そしてこれを、市民・市民団体・事業者・行政の各主体が、それぞれのできることから少しずつ取り組んでいこうというものです。それがSDGsの達成にも貢献することになります。

### 第2章 | 基本方針

基本理念を達成するため、本計画では3つの基本方針を設定します。

ごみの発生抑制・排出抑制・資源化に努めるために、市民・市民団体、事業者、行政がそれぞれの責務を果たすとともに、効果的に連携・補完して計画の推進にあたることで、安全・安心・安定したごみ処理を維持し、基本理念の達成を目指していきます。

**リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進**  
**市民・市民団体、事業者、行政の連携**  
**安全・安心で安定したごみ処理の維持**

## **1 リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進**

ごみを減らす、持続可能な社会をつくるという時、リサイクルのイメージに偏って捉えられがちです。しかし、エネルギーやコストを多量に消費しながら非効率的にリサイクルを強化しても、真の持続的な循環型社会の形成には繋がりません。

そのためには、リデュース・リユース・リサイクルの順に適切に推進し、まずは排出するごみ量自体を減らすことが重要です。そして、どうしても出てくるごみは資源として利用して、処分せざるを得ないごみを極力減らしていくことが必要です。これにより持続可能な循環型社会を実現し、資源やコスト等を有効に活用した省資源・省エネルギーの社会の実現を目指していきます。

## **2 市民・市民団体・事業者・行政の連携**

環境への負荷の少ない持続可能な都市を目指すためには、市民生活、事業活動の各部分、各段階において、ごみとして発生するものを減らし、資源を有効に利用していく必要があります。

そのためには、市民・市民団体・事業者・行政の各主体が、それぞれのできることを実行に移していくことが必要です。そして、それらの取り組みの効果を相乗的に大きくしていくためには、一人だけ、一事業者だけの取り組みとするのではなく、相互に連携・補完することが重要です。

## **3 安全・安心で安定したごみ処理の維持**

ごみゼロを目指し、市民・市民団体・事業者・行政が連携し、3Rを推進しても、再資源化も含め、処理するごみはなくなりません。

このように処理せざるを得ないごみは、これまでもそうであったように、環境に与える負荷を極力小さくし、効果的・効率的に処理し、市民・事業者の皆さんが安全で安心した暮らしを実現できるよう、安定したごみ処理を継続していきます。

併せて、焼却炉でごみを燃やした熱を利用して電気と蒸気を生み出し、クリーンセンター内で使用するほか、周辺公共施設にも供給するなど、地域エネルギー供給拠点としての役割も担っていきます。

3-1 ごみ排出量の将来推計

1. 将来人口推計

本市の人口は令和4年1月1日現在149,235人で、年齢別、男女別には図1-13に示すとおりです。人口ピラミッドのピークは男性女性ともに45～49歳となっています。また、平成16年と比較し、高齢者（65歳以上）人口割合が増加していますが、年少人口（14歳以下）も増加しています（表1-7）。

本市の将来人口の推計結果は図1-14、1-15に示すとおりです。本市の人口は増加を続け、目標年度の令和14年度（1月1日）には153,775人と5,000人以上の増加と推計しています。

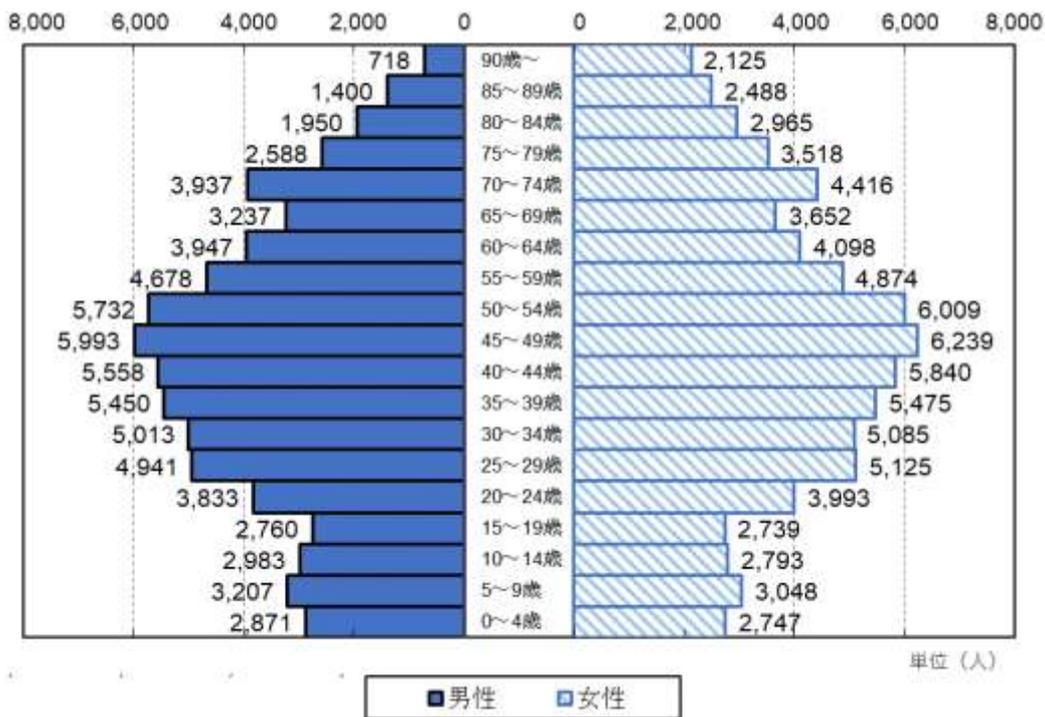


図1-13 男女年齢別5歳階級別人口実績

表1-7 年齢3区分別人口割合の変化

年齢区分		H16 (2004)	R4 (2022)	R4_東京都
老年人口	65歳以上	18.8	22.3	22.79
生産年齢人口	15歳～64歳	70.6	65.8	65.75
年少人口	14歳以下	10.7	11.9	11.46
合計(人)		100	100	100

※出典

武蔵野市:4.年齢別人口(外国人住民を含む)(令和4年1月1日現在 統計資料、[http://www.city.musashino.lg.jp/shisei\\_joho/musashino\\_profile/jinkotokei/1035091.html](http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/musashino_profile/jinkotokei/1035091.html))、他  
東京都:令和4年1月、年齢3区分別人口・世帯数(住民基本台帳による東京都の世帯と人口(町丁別・年齢別)、<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/juukiy/2022/jy22000001.htm>)

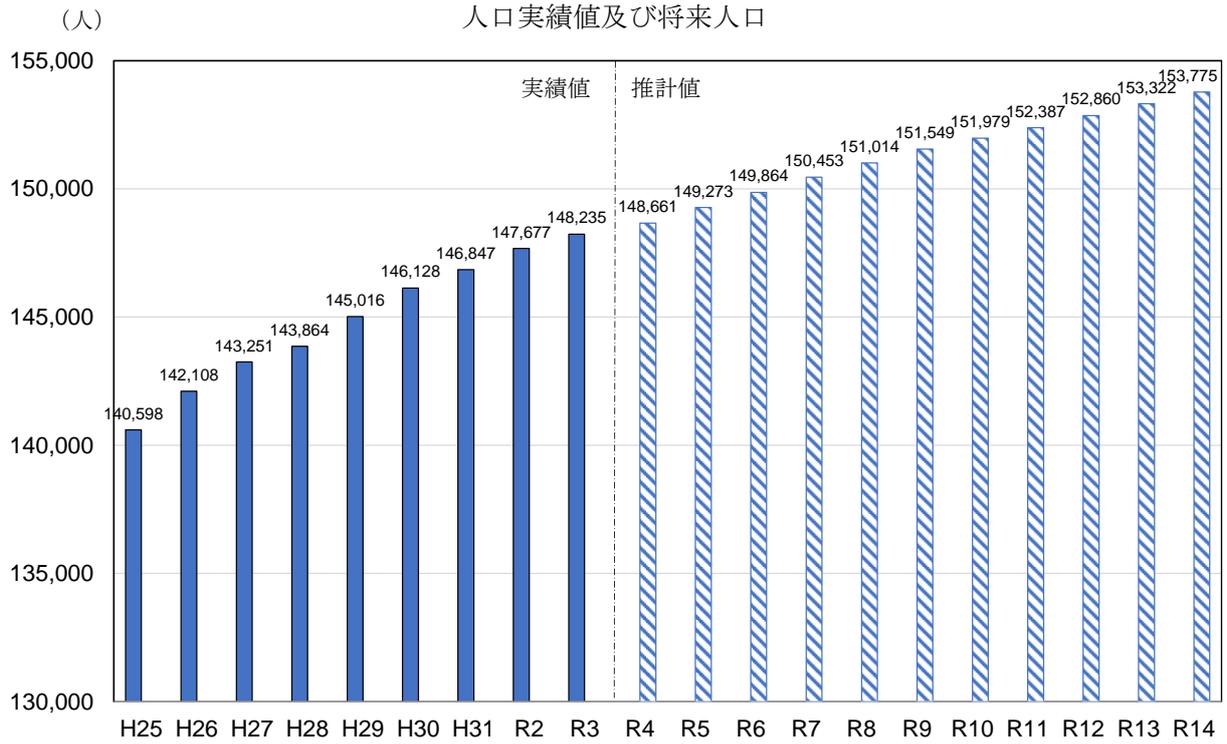


図 1-14 人口実績値及び将来人口

## 2. 産業動向

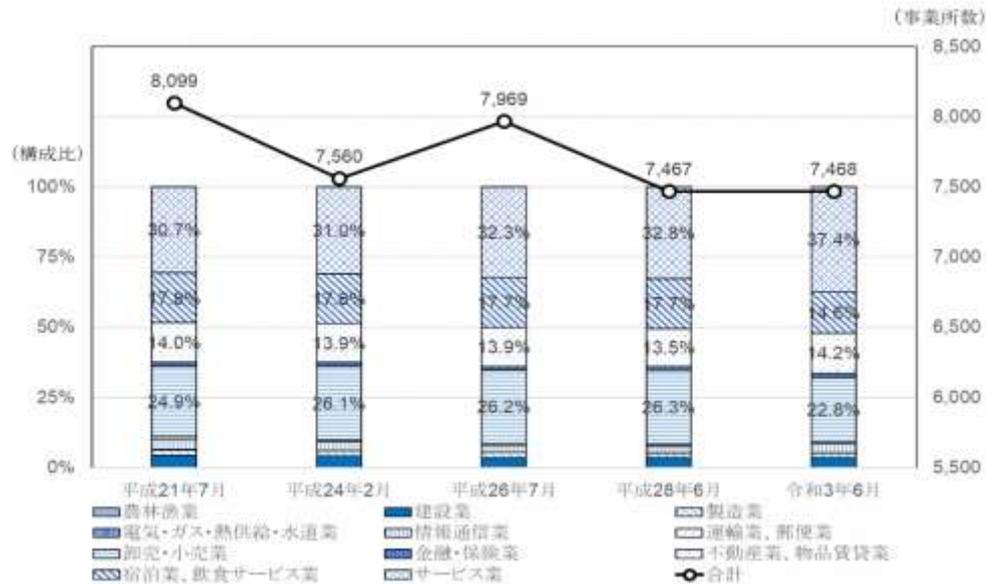
### (1) 事業所数、従業者数の動向

本市の事業所数、従業者数の推移と業種割合を図 1-15 に示します。

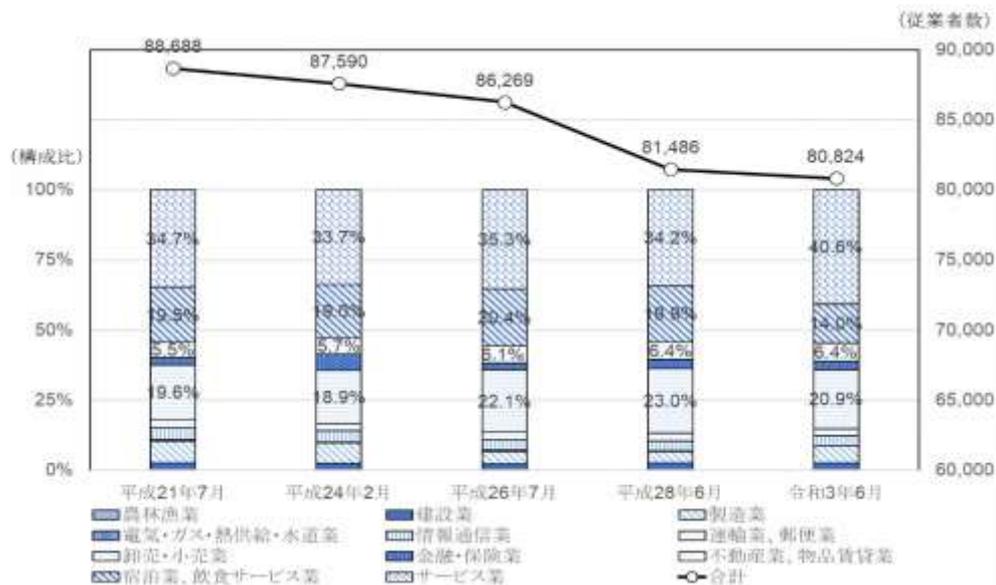
事業所数は減少傾向で推移してきましたが、平成 28 年から令和 3 年にかけて総数はほとんど同じ値です。従業者数は一貫して減少傾向で推移してきています。

業種別には、平成 28 年から令和 3 年にかけて、製造業が増加し、卸売・小売業と宿泊業、飲食サービス業が大きく減少し、新型コロナウイルス感染症の影響を伺うことができます。

#### [事業所数]



#### [従業者数]



出典) 平成 28 年まで；2021 年版 市勢統計

出典) 令和 3 年；令和 3 年経済センサス活動調査 速報集計

注) 1. 公務（他に分類されないもの）を除く

2. 令和 3 年は速報値

図 1-15 事業所数、従業者数の業種別割合

### 3. ごみ排出量の将来推計

#### (1) ごみ排出量の将来推計の考え方

ごみ排出量の将来推計は一般的には、現状施策（ごみの排出抑制、再生利用）で、ごみの排出量が将来的にどのように変化するか（以下「現状のまま推移した場合」という。）を予測します。次いで、これに家庭、事業所等におけるごみの排出抑制、再生利用の促進のために実施する新たな施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみ排出量の予測を行います（図 1-16）。

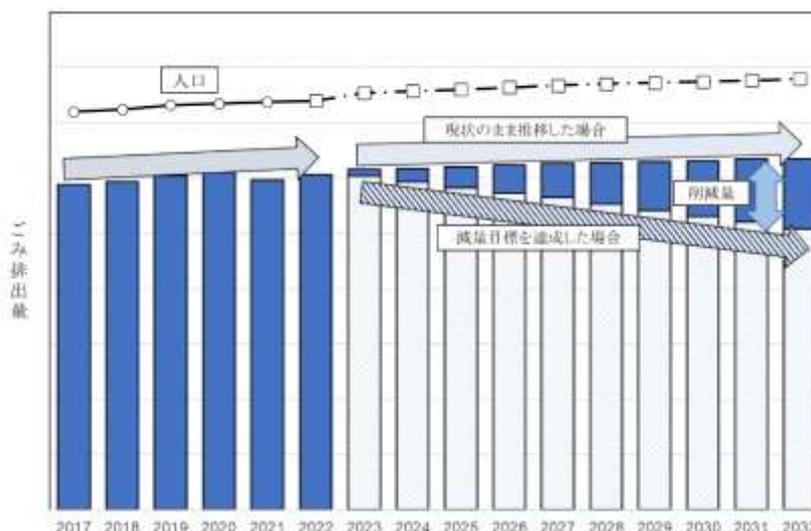


図 1-16 現状のまま推移した場合と減量目標を達成した場合のごみ排出量の将来予測イメージ

#### (2) 現状のまま推移した場合のごみ排出量将来推計結果

本市の現状のまま推移した場合（以下「現状予測」という。）のごみ排出量の将来推計結果を図 1-17 に示します。新たな施策等を見込まず、現状のままの施策の維持で、目標年度の令和 14 年（2032）度には、一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は 613 g に減少し、ごみ発生量計は 42,047 t に減少すると推計しました。

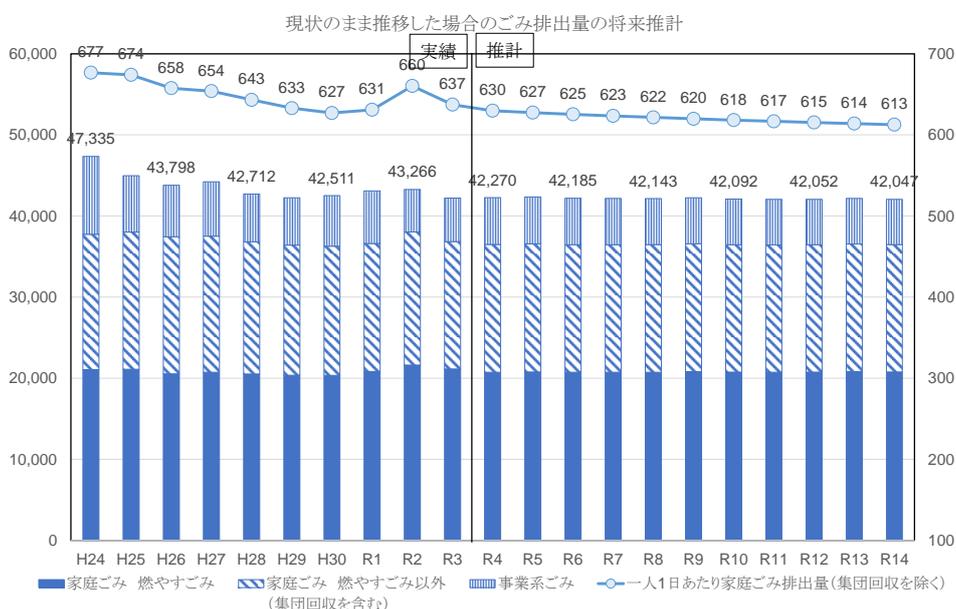


図 1-17 現状のまま推移した場合のごみ排出量将来推計

### 3-2 計画目標

#### 1. ごみの発生抑制

本市の家庭ごみ・資源物の原単位は 637 g（令和 3 年度）であり、多摩地域の各市と比較して多くなっています。平成 25 年度のごみ排出量原単位 674 g から、市民や事業者の努力により、平成 30 年度の 627 g まで減少しましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、増加しました。令和 3 年度の多摩地域の平均値は 581 g であり、50 g ほど超過しているのが現状です。

表 1-8 多摩地域における武蔵野市のごみ量※

(単位:g/人/日)

区分	最大値		平均※		最小値
可燃ごみ	760		371		270
【武蔵野市】		▲ 391			
不燃ごみ	85		32		13
【武蔵野市】		▲ 21			
資源ごみ	218		162		98
【武蔵野市】		▲ 195			
粗大ごみ	55		15		3
【武蔵野市】		▲ 29			
有害ごみ	2		1		1
【武蔵野市】		▲ 2			
小計	1,041		581		530
【武蔵野市】		▲ 637			
小計(資源を除く)	836		419		344
【武蔵野市】		▲ 442			

\*多摩地域（26市3町1村）のごみ排出量の合計÷人口総数合計÷365×10<sup>6</sup>

▲武蔵野市のごみ量

出典) 多摩地域ごみ実態調査 令和3年度統計

※多摩地域のごみ排出量原単位の平均値(581g)は多摩地域ごみ実態調査(東京市町村自治調査会作成)によるもので、各自治体の令和3年度の年間ごみ排出量と、同年10月1日現在の人口を基に算出されています。

本市の人口は今後も増加が見込まれているため、市民がごみ排出量原単位を維持するだけでは、市全体のごみ発生量は増加してしまい、ごみの最終処分場等に更なる負担を掛けることとなります。市全体のごみ発生量の抑制に向けては、今まで以上に市民一人ひとりがごみの減量を心掛けていく必要があります。また、高齢者(65歳以上)人口割合の更なる増加が見込まれる中、社会情勢の変化を見据えた事業の展開が求められています。

家庭ごみについては、分別を徹底し、燃やすごみ・燃やさないごみを減らして資源

に回す（リサイクル）ことは大切ですが、環境への負荷の低減と処理経費の削減を図る観点からも、資源物を含めたごみ発生量全体の抑制（リデュース・リユース）を行う必要があります。

また、本市のごみ処理はクリーンセンターでの焼却により全てのごみが無くなるものではなく、焼却灰や資源物の処理・処分は市外で行われています。最終処分場については、日の出町にある現行の二ツ塚廃棄物広域処分場の埋め立てが終了した場合、次候補地の見込みがないため、施設の延命のために多額のコストをかけて焼却灰のエコセメント化を行っています。一日でも長く最終処分場を使用するためにも、ごみ発生量全体の抑制を行う必要があります。

本市では平成22年5月から「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ600グラム」を掲げて、ごみ減量に取り組んできました。そこで、前述のごみ減量が必要な状況を踏まえ、本計画の目標年度である令和14（2032）年度の目標値として「市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量」を **600 g 以下** に設定します。

また、事業系持込ごみ年間排出量については、平成14年から継続している事業系ごみの減量指導及び平成25年4月の事業系一般廃棄物処理手数料の改定により減少傾向でしたが、平成29年度を底に令和元年度までは増加しました。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しました。令和3年度はこの影響がまだ大きいですが、今後は減少した分の増加が見込まれます。そこで、この反動による増加を極力抑えるよう、前計画の計画目標である **5,649 t** を目標値として設定し、新型コロナウイルス感染症の影響が今後なくなっていくとしても、この目標値以下を維持するものとします。

#### 計画目標1

目標\年度	R3（実績値）	R14（目標値）	R3比
市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量	637 g/人/日	(600以下) g/人/日	37g以上削減 (6%)

目標\年度	R3（実績値）	R14（目標値）	目標値との比較
事業系持込ごみ年間排出量	5,273 t/年	5,649 t/年	新型コロナウイルス感染症の影響がおおむね解消された後の反動を極力抑えること

なお、ごみの発生抑制・排出抑制、再利用等を推進していく上では、ごみ総量の削減が最も重要であり、リサイクルも含めた大量生産・大量消費の構図からの脱却が必要です。しかしながら、未だにごみとして排出される資源化可能な資源物が認められることから、分別・資源化の徹底も必要です。そのため、資源化率は施策のための参考値として推移を把握することとします。

廃棄物処理において、最終処分場の継続的利用は最大の課題のひとつです。そのため、焼却灰をエコセメント化していますが、その製造にかかる総費用を削減するためにも、東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容（量）化基本計画で定められた焼却灰の配分量を引き続き順守することを目標とします。

当面、本市では焼却処理量・最終処分量などの処理を必要とするごみ量の削減は、排出抑制と資源化の両面で取り組むこととします。

## 計画目標 2

目標
最終処分量の削減 (東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容（量）化基本計画で定められた配分量の順守)

### 2. ごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減

一般廃棄物処理事業を推進していく中で、事業に関するコスト分析・評価を行い、社会経済的に効率的であり、環境面でも有意な事業となるように努めます。

しかし、現状では一般廃棄物処理事業のコストの分析方法について、コストの計算方法、範囲、区分の整合性が市町村毎に異なり、統一されていません。また、平成19年6月に環境省より示された、コスト分析の標準的手法である「一般廃棄物会計基準」についても、他自治体のデータが未だに少ないため、現状でのコスト分析・評価のツールとしては有効な手法となっていません。ただし、ごみ焼却施設の新設に係る国の補助金の交付に際して、令和3年度より一般廃棄物会計基準の導入が要件化されたことから、導入自治体の動向などを注視していきます。

本市のごみ処理・資源化については、前述のとおり市外の施設でも処理・処分を行っているため、自区内処理を行う場合より運搬等に掛かる経費が増加し、環境負荷も増加しています。そのことを踏まえつつ、多摩地域ごみ実態調査や他自治体への聞取り等に基づき分析を行うことで、事業の改善及びコストの効率化を図ります。

なお、事業経費は、法的な要請、景気や人件費等の社会経済状況、クリーンセンターの運営により左右されるため、経費の数値目標は設定しませんが、経費とその内訳について公開し、周知していきます。

また、本市における収集・運搬に関しては、主たる経費である委託料の内訳が、収集方法や収集頻度に基づく人件費や燃料も含めた車両等の経費であるため、コストと環境負荷が概ね比例関係にあると考えられます。焼却するごみ量の削減とともに、事業の効率化を通じて、温室効果ガスの排出による環境負荷の低減に努めます。

\* 温室効果ガスの排出量については、「武蔵野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において目標を設定し、進行管理が行われています。

表 1-9 処理経費の推移（表 1-5 抜粋）（単位：千円）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
収集・運搬費	1,415,226	1,523,978	1,555,997	1,604,078	1,639,334
中間処理費	757,237	768,144	743,564	699,926	704,695
最終処分費	373,079	355,229	350,641	333,878	309,873
減量・資源化対策費	79,882	99,275	77,814	73,159	66,424
ごみ処理経費計	2,625,424	2,746,626	2,728,016	2,711,041	2,720,326
ごみ処理経費（円／人）	18,104	18,796	18,577	18,358	18,421

計画目標 3

目標
事業の改善及びコストの効率化 （一般廃棄物処理に係る経費とその内訳のわかりやすい内容での周知）

### 3-3 計画目標を達成した場合のごみ排出量将来推計結果

計画目標「市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量」**600g以下**は、令和3年度実績から**37g以上**の削減となります。現状予測では令和14(2032)年度の値を613gと推計しています。従って、減量目標を達成するためには、現状予測からさらに**13g以上**の排出抑制が必要となります(図1-18)。

「市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量」「事業系持込ごみ年間排出量」とも目標達成した場合(以下「目標予測」という)、図1-19に示すように、本市の将来人口によるごみ排出量(集団回収量は含まない)は約3万9千t/年になり、人口増加にも関わらず、これまでで最も少ないごみ量である平成29年度実績以下となる見込みです。これらの計画目標を実現するため、次章で各主体の主な取組みを示します。

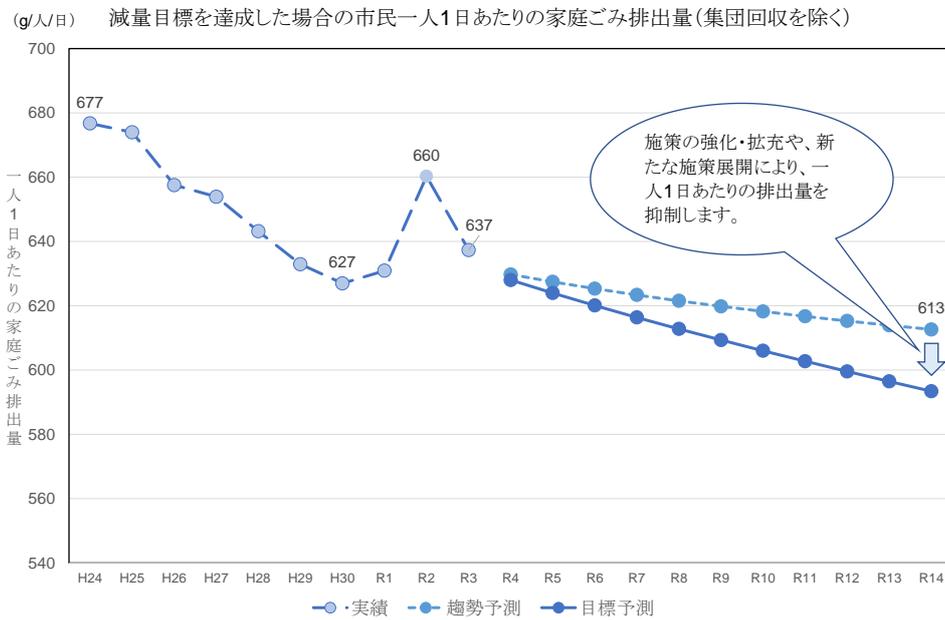


図1-18 減量目標を達成した場合の市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量

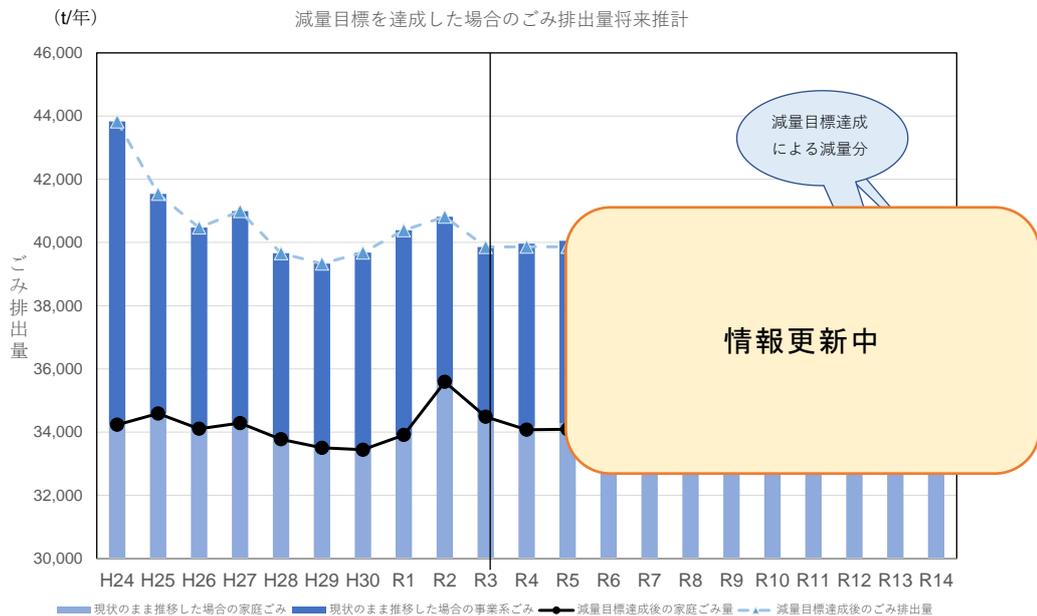


図1-19 減量目標を達成した場合のごみ排出量将来推計

## 第4章 | 今後求められる取組み

本計画期間である今後の10年間で各主体（市民・市民団体、事業者、市）が行う主な取組みを以下に示します。

### 4-1 施策の体系

基本施策	主な施策
1 ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制	(1) 排出者責任に基づいたごみの減量
	(2) 分別・リサイクルの推進
	(3) 拠点回収・宅配便回収・集団回収
	(4) ごみと資源物の取り扱いの適正化
	(5) 事業系一般廃棄物の減量資源化
	(6) 食品ロスの削減
2 連携の推進	(1) 市民・市民団体・事業者・行政の連携
3 啓発の拡充	(1) 情報提供の推進
	(2) 学習機会の提供
	(3) 子どもへの環境教育
	(4) 環境啓発施設の活用
4 ごみ処理の効率化	(1) ごみ収集・処理事業の効率化と環境負荷低減
	(2) プラスチックの分別・収集・処理についての検討
5 クリーンセンターの運営	(1) 処理施設の安全・安心・安定稼働
	(2) エネルギー供給システムの利活用
	(3) 広域連携の検討
6 最終処分場の有効利用	(1) 埋め立て処分量ゼロの維持
	(2) エコセメント事業への支援
7 災害時の対応	(1) 災害時の体制整備
	(2) 災害時のエネルギー供給

## 4-2 施策の展開

### 基本施策1 ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制

#### (1) 排出者責任に基づいたごみの減量

- ごみゼロを目指すためには、排出者が、自らの責任を意識し、行動することが重要です。武蔵野市民一人1日当たりのごみ排出量は多摩地域の平均を大きく上回っており、各主体によるさらなる3Rの推進が急務といえます。
- 市民は、マイボトルやマイバッグ等の繰り返し使えるものの使用や、不用な物を捨てる前に譲りあうリユース活動、食品ロスの削減を意識した購入といったライフスタイルの見直しを行います。
- 事業者は、食品ロスの削減やリターナブル食器等への変更（食料品店・飲食店）、新聞・紙パック・ペットボトル等の自主回収（スーパー、販売店）等のような、ごみを減らす取り組みが必要です。
- 市は、市民・事業者等の排出者によるごみや資源物を減らす自主的な取り組みが行われるように呼びかけるとともに、必要となる支援等を検討します。
- 充電電池等の適正処理困難物に関して、製品メーカー側での分別廃棄を行い易い製品設計や生産者自らの回収ルート拡充等についてさらなる見直しが必要な状況です。市は、これらの適正化にあたり、拡大生産者責任の考え方をベースに、今後も機会あるごとに東京都や多摩地域の自治体等と協力・連携し、引き続き国等への働きかけを行います。

#### (2) 分別・リサイクルの推進

- 市民・事業者は、燃やすごみの中に資源化できる紙類やプラスチック製容器包装等が15%程度含まれている（令和3年度実績）現状の改善を目指し、分別を徹底し資源化に努めます。
- 市民は、市の設置するリユース掲示板「むさしのエコボ」や、地域情報サイト「ジモティー」等を利用して、不用な物を捨てる前に譲りあうリユース活動を行います。
- 市民・市民団体は、生ごみや落ち葉の資源化（堆肥化）に取り組み、市はその推進を図ります。
- 市は、剪定枝、草葉の資源化について引き続き推進します。また、資源化処理の対象にかかる課題について検討します。
- 市は、燃やさないごみ・粗大ごみから小型家電製品のピックアップ回収を行い、マテリアル回収事業を継続します。また、マテリアル回収事業によって回収した希少金属等の有価物の売却を推進します。

#### (3) 拠点回収・宅配便回収・集団回収

- 市民は、紙パックや年賀はがきを排出するときは拠点回収を、小型家電を処分する

ときは拠点回収や宅配便回収を利用することで、資源化の促進を図ります。また、小型家電を適切に排出することで、リチウムイオン電池やスプレー缶等による事故を防ぎ、安全なごみ処理に努めます。

- 市は、小型家電拠点回収ボックスの継続設置、パソコン・小型家電の宅配便回収事業者の周知を通じて、クリーンセンターの事故リスク減少とリサイクル回収を推進します。
- 集団回収は、廃棄物行政や地域コミュニティにとって意義のある取組みとして進められる一方で、本市においては市の全域を網羅する形で自治会・町会が組織されていないため、集団回収は行政収集を補完するシステムとして有益と考えられます。
- 一部の集団回収団体において、集団回収と行政収集の二重の収集体制になっていることから、今後は二重体制の解消に向けて整理を進めます。

#### (4) ごみと資源物の取扱いの適正化

---

- ごみ・資源物の不適正処理や不法投棄について、調査・把握と必要に応じた防止の指導を徹底します。
- ごみ減量・資源化に向けた施策等の基礎データとするため、家庭ごみの組成分析調査を定期的に行います。
- 資源物については、適正な取り扱いに資するよう、今後も有料化の是非等、更なる検討を続けます。

#### (5) 事業系一般廃棄物の減量資源化

---

- 平成25年度の適正負担のための処理手数料改定により、事業系一般廃棄物の燃やすごみ量は減っていますが、今後も継続した減量並びに資源化指導を実施します。
- 多量排出事業者への立入検査によるきめ細かな減量資源化指導を維持します。また、指導を通じて、生ごみの資源化を推進することによりごみ焼却量を減らします。小規模事業者への指導も継続し、適正排出率の維持向上を図ります。
- 市は、事業者に対して、製造・流通事業者の拡大生産者責任による自主回収を促します。また、商品の販売時における簡易包装化や賞味期限切れによる廃棄物の発生抑制等について働きかけを行います。
- 市は、多量排出事業者に対して、ごみ減量・資源化等の啓発を行い、優良事業者に対する顕彰を行います。
- 市は、市内の大規模事業所の一つとして、環境マネジメントシステムの運用等、市自らが率先して発生抑制、分別、資源化により一層取組むとともに、環境配慮への取組みを推進します。

#### (6) 食品ロスの削減

---

- 家庭ごみの組成分析調査（令和3年度）では、燃やすごみの約40%は厨芥類（生ごみ）、約13%は食品ロス（本来食べられるのに捨てられてしまう食品）でした。令

和元年 10 月に食品ロス削減推進法が施行されている中、各主体による食品ロス削減に向けた取組みを効果的に進め、ごみ（生ごみ）の減量を図ることが必要です。  
なお、内容の詳細については食品ロス削減推進計画に記載します。

## 基本施策 2 連携の推進

### (1) 市民・市民団体・事業者・行政の連携

- 本市では、さまざまな市民団体がごみ減量・資源化に関する活動を行っています。市民団体による活動がより活発に行われるよう、クリーンむさしのを推進する会\*をはじめとする市民団体と市との連携を推進します。市民団体は、市との役割分担を意識し、行政では行き届かない、あるいは草の根的な手法が有効な身近な活動を、顔と顔が見える関係の中で行い、市との連携を図ります。
- 市民・市民団体・事業者・行政の各主体は、環境啓発イベント等への参加・出展により様々な主体との交流に努めます。
- 街の美化は市民による活動により保たれるものであるとの認識のもと、美化活動に係わるボランティア活動を推進します。
- 事業者の店頭回収や新聞販売店の自主回収については、行政収集を補完する制度として位置付け、対象事業者につき市ホームページ等でPRします。また、大規模事業所への立入検査等の機会を捉えて、事業者への働きかけ・提案を強化します。

\*クリーンむさしのを推進する会は、ごみの発生抑制・排出抑制のための地域活動をする市民の自主的な団体です。昭和57年、旧クリーンセンターの建設に際して、ごみ処理のあり方の検討や市民のごみ減量の実践活動のために発足しました。

## 基本施策3 啓発の拡充

### (1) 情報提供の推進

- 市は、ごみや3R等に関する情報について、ホームページ・市報等の紙面・SNS等の様々な情報発信ツールを効果的に用いて広く提供することで、市民・市民団体、事業者のごみの発生抑制・排出抑制の動機付けを図ります。また、多言語等による情報発信も検討・実施します。
- 情報提供媒体の具体例としては、ごみニュース、ごみカレンダー、ごみ便利帳などが挙げられます。情報の例としては、ごみの組成と分別の徹底、ごみの収集日、ごみの行方や最終処分場について、市民・事業者等によるごみの減量のための自主的な取組み、ごみ処理経費や処理に係る環境負荷、等があります。
- 本市は移動の多い単身世帯や若年層が人口の約1割を占めているため、ごみ便利帳等の媒体による転入時の意識付けを行います。
- 事業者によるサーキュラーエコノミーの取組みが推進されるように、国や都とともに情報の提供などで支援します。

### (2) 学習機会の提供

- 市は、ごみゼロを目指す意義・理由等を、わかりやすく、かつ、日々の取組みのきっかけとなるよう、様々な主体と連携して周知します。特に、ごみに関する様々な事項について、市民・市民団体、事業者のみなさんが自らの関わる重大な問題であることを認識し、ごみ発生抑制のためのライフスタイルの転換につながるような学習の機会を提供します。
- 具体的な事業例としては、3R環境啓発講座、出前講座、環境にやさしい買い物キャンペーンなどが挙げられます。周知する事項の例としては、クリーンセンターが近隣住民の方々の、最終処分場である二ツ塚処分場が日の出町のみなさんの、それぞれのご理解のもと受け入れていただいていることや、次の最終処分場が見込めないことなどが挙げられます。また、ごみ問題は環境問題であるにとどまらず、多額の経費が必要な事業であること、消費活動における不要なものの排除がごみの減量につながること、燃やすごみや燃やさないごみに含まれる資源物の分別の徹底、多摩地域等の他自治体と比較したごみの状況、世帯人数・世代等によりごみ排出量・組成の傾向が異なることを踏まえた家庭ごみの発生抑制、生ごみ堆肥化等の家庭で可能な取組みの紹介などがあります。

### (3) 子どもへの環境教育

- 市は、子どもたちに小さな頃からごみについて学び、行動してもらうことで、世代の交代による将来的なライフスタイルの変化に繋がります。また、小学生等若年層に対する環境教育を行うことで、その保護者世代に対する環境教育を行います。

- 具体例としては、夏休みごみ探検隊、子ども向けのパンフレット、出前授業、クリーンセンターの社会科見学などが挙げられます。
- 環境教育の内容については、学校教育との結び付きを図ります。また、社会情勢の変化に合わせて修正を行います。

#### (4) 環境啓発施設の活用

---

- 令和2年度に開館したむさしのエコ re ゾートの原点は本市のごみ問題にあります。市は、現旧クリーンセンター建設の歴史や議論、成果、関わった方たちの思いなどを次代に引き継ぐとともに、クリーンセンターと連携して、ごみの発生を可能な限り抑制し、持続可能なまちを目指します。
- クリーンセンターとむさしのエコ re ゾートが相互に連携し、ごみをはじめとして「環境の学校」等の環境に関する啓発を推進し、SDGs の達成に貢献します。

## 基本施策4 ごみ処理の効率化

### (1) ごみ収集・処理事業の効率化と環境負荷低減

- 市は、多額のごみ処理経費に対して、環境負荷の低減と事業効率化によるコスト削減を目的として、今後も収集品目、処理方法、収集頻度及び分別・回収方法等についての研究を継続します。
- 市は、一人暮らしの高齢者等のごみを出すことが困難な世帯を対象とした「ふれあい訪問収集」を継続して実施します。
- トータルでの環境負荷の低減や事業効率化を目指し、合理的な収集運搬体制、中間処理手法の検討を続けます（例としては、市指定有料ごみ処理袋の素材や、電気パッカー車の有効性など）。
- 市は、資源物を選別・圧縮梱包・保管する資源化施設については、今後の処理方法、処理施設などについて、広域処理の可能性も含め、効率的で環境負荷の少ない処理形態を調査・検討します。
- 新型コロナウイルスを意識した生活を送る時代において、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」にて示された感染防止策を講じつつ、安全で安定した廃棄物の適正処理を行っていきます。

### (2) プラスチックの分別・収集・処理についての検討

- 本市が掲げる 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、クリーンセンターに持ち込まれる廃プラスチックの焼却に伴い排出される CO2 の削減が必要不可欠であることから、持続可能な資源としてバイオプラスチック類製品の普及を推進するとともに、プラスチック資源循環促進法等を踏まえたプラスチック製品の収集・処理方法の実施の可能性について検討等を行っていきます。
- 容器包装リサイクル事業の法制度の見直しについては、事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方や制度の実効性などの抜本的な問題の解決について、今後も機会あるごとに東京都や国に要望を行います。
- 海洋プラスチックごみ汚染問題やマイクロプラスチック問題等に対する国の動向を踏まえつつ、トータルな環境負荷の低減を目指して研究を行います。

## 基本施策5 クリーンセンターの運営

### (1) 処理施設の安全・安心・安定稼働

- 現在、クリーンセンターの施設運営は DBO 方式により平成 29 年度より 20 年間、民間の施設運営委託事業者（以下「施設運営事業者」という。）が行っています。この長期包括運営委託の際に、施設運営事業者に対して規定した「要求水準書」や「運営業務委託書」に記載されている施設整備や運転管理等が適正に実施されているかについて、運営モニタリング(第三者による支援及び専門家による技術支援)を定期的実施し、市の責任において指導・監督を行っています。
- 施設運営事業者自らがセルフモニタリングを行うとともに、市と施設運営委託事業者による施設の運転、維持、管理等に関する合同会議を定期的開催し、施設の安心・安全・安定稼働を行っています。
- クリーンセンターから排出される排ガスは、最新鋭の焼却処理システムや乾式の排ガス処理によって、きれいな状態で排出されています。
- 排ガスの状態（数値による有害物質の排出状況）について、ホームページの掲載だけでなく、デジタルサイネージや見学者通路でも表示し、誰でもすぐに確認できるようにしています。
- 現在定期的開催しているクリーンセンター運営協議会で、クリーンセンターの運営状況等に関して協議や情報共有を行い、今後も市と住民との相互理解を図っていきます。
- 過去の消防出動による火災事故を受け、クリーンセンター内の設備の増強を行い、リチウムイオン電池をはじめとする火災事故が発生しないよう対策をしています。
- リチウムイオン電池混入による発煙・発火は、本市のクリーンセンターだけでなく、全国のごみ焼却施設で発生している状況を踏まえ、本市での住民への分別に関する周知、啓発だけでなく、国、都等に働きかけ、連携した対策を検討していきます。
- 災害時や緊急事態等によりごみ処理に支障をきたさないために、二ツ塚最終処分場での焼却灰の受け入れができない場合の民間施設への搬出を推進しています。

### (2) エネルギー供給システムの利活用

- 市は、ごみ発電を核として、市役所本庁舎等の周辺公共施設等と連携させ、地域全体でエネルギーを融通しています。
- 公共施設の夜間のエネルギー使用量が減少し、エネルギーが余剰となる状況を利用して、近隣公共施設に蓄電池を配備し、昼間の電力需要に対応しています。
- 自己託送制度の活用により、夜間のエネルギーの余剰分を市内小中学校（18 校）に電気を供給しています。
- これにより、電力会社からの電力の購入量を減らすことに加え、省エネや蓄エネを組み合わせ、地域全体の CO<sub>2</sub>排出量の削減及びエネルギーの地産地消を推進し

ています。

- 市は、エネルギーの需給にあたって、CEMS（地域エネルギーマネジメントシステム）と蓄電池システム・BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を活用し、最適なエネルギー需給及び蓄電池システムの充放電管理が実現するクリーンセンターの年間最適化運転計画の立案を進めていきます。
- 市は、施設の運営事業者とエネルギーに関する運用会議を継続して開催し、エネルギーの有効かつ効率的な利用について引き続き検討を行います。
- ごみ発電を核とするエネルギー地産地消事業について、関係各課、事業者と連携しながら、総合的な視点から、さらなる効率的・効果的なエネルギー利用について検討を行います。

### （3）広域連携の検討

---

- 市は、ごみ処理において、環境負荷やコストの低減と言った見地から本市単独で解決するよりも近隣地域との連携が望ましい分野（ごみ処理の相互協力、分別区分・資源化方法の統一等）については、広域的な取組みの実現について検討します。
- 市は、施設の長期的整備、突発的な故障などに対応するため、多摩地域ごみ処理広域支援体制を継続します。
- 定期点検や緊急事態等によりごみ処理に支障をきたさないよう、可燃ごみ、不燃ごみについて近隣自治体等との相互支援を実施しています。今後は相互支援の体制を見直し、安定的なごみ処理を推進します。
- 市は、ごみ処理施設のあり方について、今後も研究を継続します。

## 基本施策 6 最終処分場の有効利用

### (1) 埋立処分量ゼロの維持

- 燃やさない・粗大ごみの選別残さの焼却及び焼却残さの最終処分場でのエコセメント化により、本市のごみは現在埋立て処分されていません。市は、エコセメント化を今後も継続します。
- 最終処分場の長期使用や、埋立処分を行わないために実施されているエコセメント化に伴う環境負荷や多額なコストの低減のため、各主体は今後ともごみ減量による焼却残さを減量することに努めます。
- 令和 8 年度以降に行われるエコセメント化施設の更新工事に関して、たま広域資源循環組合と情報共有するなどして連携し、エコセメント事業の継続を推進します。

### (2) エコセメント事業への支援

- 日の出町住民のご理解・ご協力の基に建設された二ツ塚廃棄物広域処分場内において、平成 18 年 7 月より東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設が稼働し、焼却残さのエコセメント化事業が開始されています。エコセメントは、多摩地域各市町から排出されたごみの焼却残さを原料に土木建築資材として再利用するものであり、エコセメント事業を推進していくためには、地域内で使用促進することが必要です。
- 市は、本市の公共事業等においてエコセメントを優先調達物品として率先して使用することにより、事業を支援していきます。

## 基本施策 7 災害時の対応

### (1) 災害時の体制整備

- 地震等の災害時においては、迅速かつ適正な廃棄物処理が必要となります。市は、災害がれき等の処理について、武蔵野市地域防災計画に基づき、仮置き場の確保に努めるとともに、収集運搬および処理体制の構築を図ります。また、生活ごみも含めた廃棄物全般の処理について、最終処分場を運営する東京たま広域資源循環組合や民間事業者と連携しながら処理体制の維持に努めます。  
一方、発災後の状況によっては水洗式便所が使用不能になることや、バキュームカーによる収集運搬が困難になる事も考えられるため、市は、災害時の家庭ごみの処理とし尿処理についても一体的に検討を進めます。  
なお、内容の詳細については災害廃棄物処理計画に記載します。
- クリーンセンターのガス・コージェネレーション設備を活用し、停電時の「ブラックアウトスタート機能(電力会社から電気が供給されなくても稼働ができる)」により発電を行い、焼却炉の再稼働を実施します。

### (2) 災害時のエネルギー供給

- 電力会社から電気が供給されなくても、焼却炉の立上げ・立下げが可能なため、災害時の対策拠点となる市役所・総合体育館等に継続して「電気・蒸気」を供給し、行政機能の維持を行います。

## 第3部 生活排水処理基本計画

### 第1章 生活排水処理の現状

市の下水道整備事業については昭和40年代に大きな進展があり、昭和62年度には公共下水道の普及率は100%に達しました。これにより、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理されることとなりましたが、市内に一部残る水洗化されていない一般家庭の汲み取り式便所や、建築現場等の仮設トイレから排出されるし尿については、いまだに汲み取りによる収集運搬・処理が必要とされています。これらのし尿については一般廃棄物として市が民間委託により収集を行い、一部事務組合として武蔵村山市に設置された湖南衛生組合の処理施設へ運搬し処理しています。仮設トイレのし尿汲み取りについては、令和3年度は年間378件の申請にもとづき387仮設便槽の収集を実施しました。

昭和36年に設置された湖南衛生組合では、公共下水道の進展とともにし尿及び汚泥の処理量が激減し、現在ではピーク時の100分の1程度となっています。段階的に施設を縮小し、平成26年2月から平成29年2月にかけては施設の老朽化に伴い総合的な整備事業を行い、処理量に見合った新処理施設が平成28年4月から稼働しています。

なお、同組合の構成団体は令和4年4月現在で武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市、武蔵村山市の5市ですが、令和5年度より立川市及び国分寺市が加入予定となっています。

表 1-10 公共下水道処理面積、推定処理人口及び普及率（各年10月1日）

年度	住民基本台帳人口(A)	排水面積(B): ha	処理面積(C): ha	推定処理人口(D)	水洗化人口(E)	面積(C/B)	処理対象(D/A)	水洗化人口(E/A)
平成29	145,016	1,073	1,073	145,016	145,008	100.0%	100.0%	99.9%
平成30	146,128	1,073	1,073	146,128	146,122	100.0%	100.0%	99.9%
令和元	146,847	1,073	1,073	146,847	146,841	100.0%	100.0%	99.9%
令和2	147,677	1,073	1,073	147,677	147,672	100.0%	100.0%	99.9%
令和3	148,235	1,073	1,073	148,235	148,230	100.0%	100.0%	99.9%

\*住民基本台帳人口は10月1日現在の数字。

\*水洗化人口には、し尿槽人口を含む。

表 1-11 し尿処理量の推移

年度	総人口	下水道人口	浄化槽人口	し尿人口	し尿収集量(kℓ)	直営(kℓ)	委託(kℓ)	し尿槽清掃(kℓ)
平成29	145,016	145,008	-	8	91	-	91	112
平成30	146,128	146,122	-	6	81	-	81	167
令和元	146,847	146,841	-	6	84	-	84	169
令和2	147,677	147,672	-	5	73	-	73	130
令和3	148,235	148,230	-	5	68	-	68	104

\*総人口は10月1日現在の数字。

\*し尿収集量には、仮設便所汲み取り量を含む。

表 1-12 し尿処理施設の概要

設立年月日	昭和36年6月1日
名称	湖南衛生組合（湖南処理場）
所在地	東京都武蔵村山市大南5丁目1番地
構成団体	武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市、武蔵村山市 当初「武蔵野・小金井・村山地区衛生組合」として設立許可。 昭和40年5月1日「湖南衛生組合」と名称変更と共に小平市及び大和町（現東大和市）が加入。
組織	組合議会議員10名（平成23年4月1日より） 管理者1名、副管理者4名、監査委員2名、会計管理者1名 一般職員3名
処理能力	4.1kℓ／日（平成28年4月より） 前処理希釈放流方式

## 第2章 | 今後の取組み

### 1. 基本方針

公共下水道の整備が完了していることから、し尿を含めた生活排水についてはすべて下水道での処理がなされるよう、未接続の家庭に対しても水洗化を働きかけます。また、未接続の家庭、及び、毎年ある程度の発生が見込まれる仮設トイレやビルピットのし尿の収集・運搬・処理については、適正な体制を維持します。なお、湖南衛生組合へ2市が加入することにつき、生活排水処理について特段の影響はないと思われま

### 2. 災害時の対応

地震等の災害時においては、迅速かつ適正なし尿処理が必要となります。災害時に避難所等より発生するし尿の処理については、東京都と締結した覚書に基づき都の下水処理場である北多摩一号水再生センターに搬入・処理します。この運用が円滑に行えるよう、民間事業者と協力した搬入訓練も継続して実施します。

一方、発災後の状況によっては水洗式便所が使用不能になったり、バキュームカーによる収集運搬が困難になったりする事も考えられます。このため、災害時のし尿処理については家庭ごみの処理などと一体的に検討を進めます。

## 第4部 計画の推進

### 第1章 計画の推進

#### 1 計画の推進

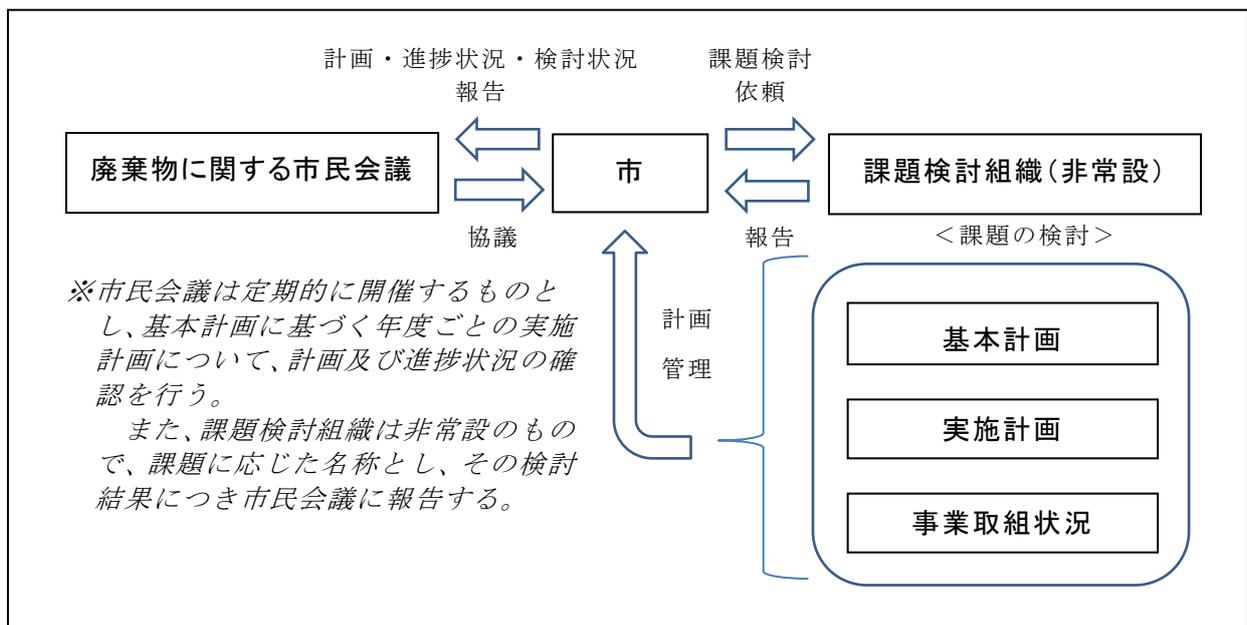
##### (1) 進捗管理体制

市は、長期的視点に立って策定した本計画に基づき、毎年度「一般廃棄物処理実施計画（以下、「実施計画」）」を策定します。

「廃棄物に関する市民会議（以下、「市民会議」）」※は、定期的を開催するものとし、本計画に基づく実施計画及び計画の進捗状況について市の報告を受けて協議し、確認を行います。ただし、別途必要な場合は、市民会議を行うものとします。

また、個別課題の検討が必要な場合は、その都度、課題検討組織を立ち上げ検討を行います。

※「武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例」に基づき設置されるもので、資源の再利用、廃棄物の発生抑制・減量、まちの美化に関する基本的事項について学識経験者、市民、事業者、行政が協議する会議のこと



##### (2) 市民会議による進捗状況の管理とスケジュール概要

開催時期	報告事項
7月～9月	○前年度進捗状況報告（全体・主要事業） ○事業概要（昨年度実績、今年度実施計画）報告
1月～3月	○次年度の実施計画案の検討等

\*別途必要な場合は、会議を招集するものとする。

### (3) 課題検討組織の位置付け

基本計画の推進のため、必要な課題を検討する非常設の組織とします。市がその課題に応じた組織を立ち上げ、検討を行うものとします。

## 2 進捗状況の公表

市民会議での確認後、基本計画に基づく実施計画の進捗状況を、ホームページなどで公表します。

## 第2編 食品ロス削減推進計画

### 第1章 計画の背景と目的

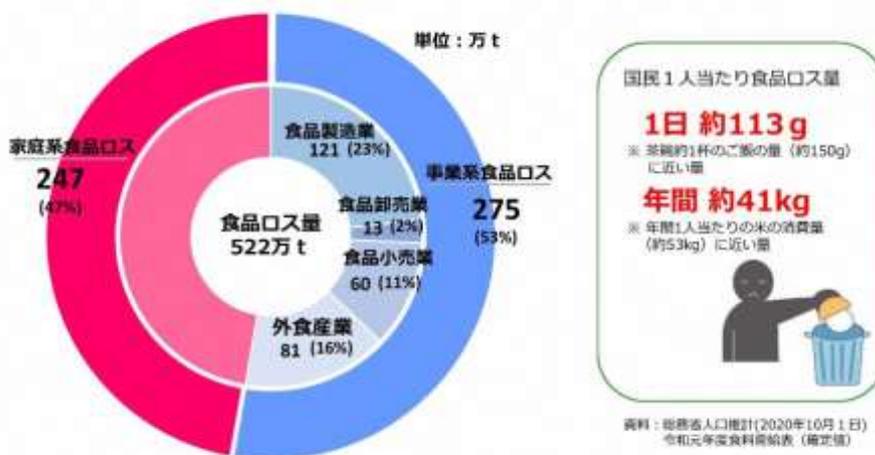
「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらずごみとして捨てられてしまう食品のことをいい、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において発生しています。国内での量は約 522 万 t で、約 47% は家庭から、約 53% は食品関連事業者から排出されていると推計されています（令和 2 年度）。国民 1 人あたりの食品ロスは年間約 41kg、1 日約 113g で、これは茶碗 1 杯のご飯を捨てているのに近い量になります。

一方で、我が国の食料自給率は 37%（令和 2 年度カロリーベース）で、食料を海外からの輸入に大きく依存しています。世界では、人口が急増し、飢えや栄養不足の状態にある人が多数いることや、廃棄物の処理に多額の費用がかかっていることなどを考慮すると、食品ロスの削減は重要な課題です。このような背景のもと、国際的には SDGs（持続可能な開発目標）において、2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の 1 人あたりの食料廃棄を半減するという目標が掲げられています。

国も、令和元年 10 月に「食品ロス削減推進法」を施行し、令和 2 年 3 月に閣議決定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の中で、「平成 12（2000）年度比で令和 12（2030）年度までに食品ロスの量を半減させる」ことを目標として掲げています。

喫緊の課題である食品ロスを削減することにより、家計や地方自治体財政への負担軽減、CO2 排出量の削減による気候変動への対応、食品の生産や廃棄に伴うエネルギー等のロスの削減などに加えて、食に関わる文化の再認識につながることも期待されています。

これらの食品ロスを取り巻く現状を踏まえ、市民や事業者等と連携して食品ロス削減の取組を進めていくために、「武蔵野市食品ロス削減推進計画」を策定します。



出典：「食品ロスとは」(農林水産省 Web サイト)

## 第2章 | 計画の位置づけ

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。また、ごみ処理基本計画の基本理念に則るとともに、「武蔵野市食育推進計画」など本市の諸計画との整合性を図ります。

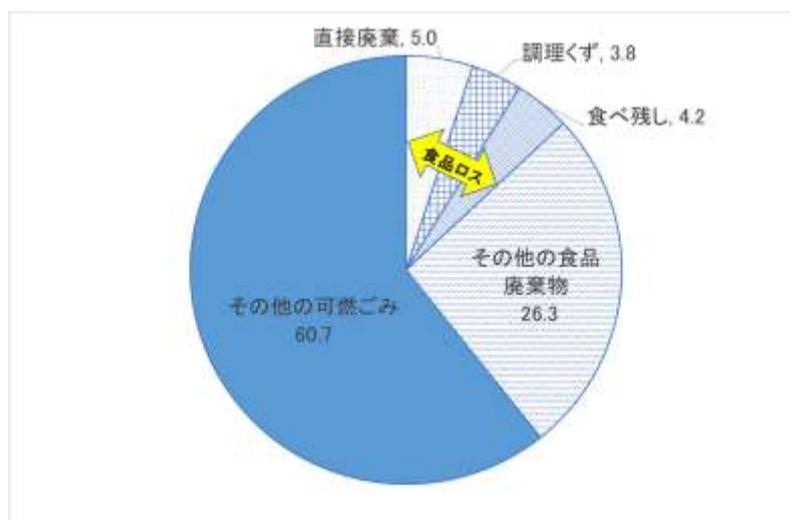
## 第3章 | 計画の期間

計画期間は、一般廃棄物処理基本計画の計画期間である、令和5年から令和14年までの10年間とします。

## 第4章 | 市の現状と課題

### (1) 家庭・事業所から排出される食品ロス量の推計

令和3年度実施の「ごみ組成分析調査」の結果では、家庭から出る燃やすごみのうち厨芥類（生ごみ）が約39.2%、食品ロスが約12.9%です。令和3年度の燃やすごみ量（市収集分21,139t）をこの割合で換算すると、市内の家庭ごみから8,282tの厨芥類が排出され、2,729t（市民1人1日当たり50.5g）が食品ロスとして廃棄されていると推計されます。また、事業系の食品ロスに関しても、国の調査から推計すると、本市は飲食・宿泊・小売業の事業所が多いことから、高い比率で廃棄されていることが見込まれます。



※「調理くず」は令和4年度調査から名称を「過剰除去」に変更

## (2) 本市のこれまでの取組

本市では、主に以下のような啓発事業等の取組を行ってきました。

- ①「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への参加（H29～）
- ②3R環境講座（H28以降、主に食品ロスをテーマに開催）
- ③クックパッドへの食品ロス削減レシピ掲載
- ④食べきり運動チラシの作成、配布（H30）
- ⑤てまえどりポップの作成、配布（R3）
- ⑥フードシェアリングサービス「TABETE」事業者との連携協定（R4）

## (3) 食品ロス削減推進の方向性

食品ロス削減のためには、製造、販売、消費の各段階における行動変容につなげることが重要であり、市民や事業者に求められている取組を周知・啓発することが必要です。また、市民・市民団体、事業者、市が協働して食品ロス削減に取り組む仕組みを構築していくことが必要と考えられます。

## 第5章 | 計画目標

国や都の食品ロス削減の基本方針等を踏まえた上で、次のとおり数値目標を設定します。市民・市民団体、事業者、市の連携により、様々な取組を展開し、目標達成を目指していきます。また、排出状況の定期的な把握（ごみ組成分析）により進捗を管理します。

### 【数値目標】

項目	基準年度	目標年度
	平成30年度(2018)	令和14年度(2032)
食品ロス量(t)	2,847 t	2,298 t
対H30削減率(%)	-	19.2%
(1人1日当たり食品ロス量(g))	(53.3 g)	(40.4 g)

注：表の食品ロス量は家庭ごみのみの数値

注：平成30年度実績値については、平成28～30年度の平均値を計画目標の基準として採用

注：令和14年度の人口は、平成30年度実施の人口推計に基づいたもの（1月1日時点）

注：1人1日当たり食品ロス量は、参考値として示す。

## 第6章 | 目標達成に向けた取組み

食品ロスの発生抑制を促すため、幅広い世代の方々に向けた普及・啓発を行います。また、食品ロス削減のために、市民・市民団体、事業者、市が協働して取り組めるような仕組みの構築が重要です。

## 【事業（例）】

- ①食品ロス削減レシピ等による広報活動（3R環境講座・クックパッド等）
- ②食品ロス削減のパネル・動画等を活用した啓発の実施
- ③外食、宴会時の「食べきり」啓発物の作成・配布
- ④「Eco パートナー」制度の維持
- ⑤環境、福祉保健、教育等の各部署との情報共有、連携
- ⑥フードシェアリング事業の促進（TABETEの周知を行う、導入店舗の拡充を図る）
- ⑦フードバンク・フードドライブの紹介（市内団体、民間事業者等）

## 第7章 | 各主体の行動指針

食品ロスを削減していくためには、市民・市民団体、事業者、市の各主体が可能なことから実施する必要があります。また、本市には、連携して取り組めるような仕組み作りや、情報提供などの役割が求められています。そのほか、事業者には、市民が取り組みやすい環境を整備する取組が必要です。

そのため、各主体の行動指針を次のように設定します。それぞれが役割を果たし、さらに新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式への転換も考慮しつつ、多様な主体が連携・協働して食品ロス削減の取組を進めます。

市民・市民団体	一人ひとりが食品ロスを減らすことの重要性を理解し、行動するよう努めます
事業者	従業員・市民等が食品ロスの削減に取り組みやすい環境づくりに努めます
市	自ら食品ロスの削減に積極的に取り組みます 市民・市民団体、事業者の食品ロス削減を促進するための仕組みを作ります 情報を収集し、市民・市民団体、事業者への普及啓発を行います

## 第3編 武蔵野市災害廃棄物処理計画

### はじめに

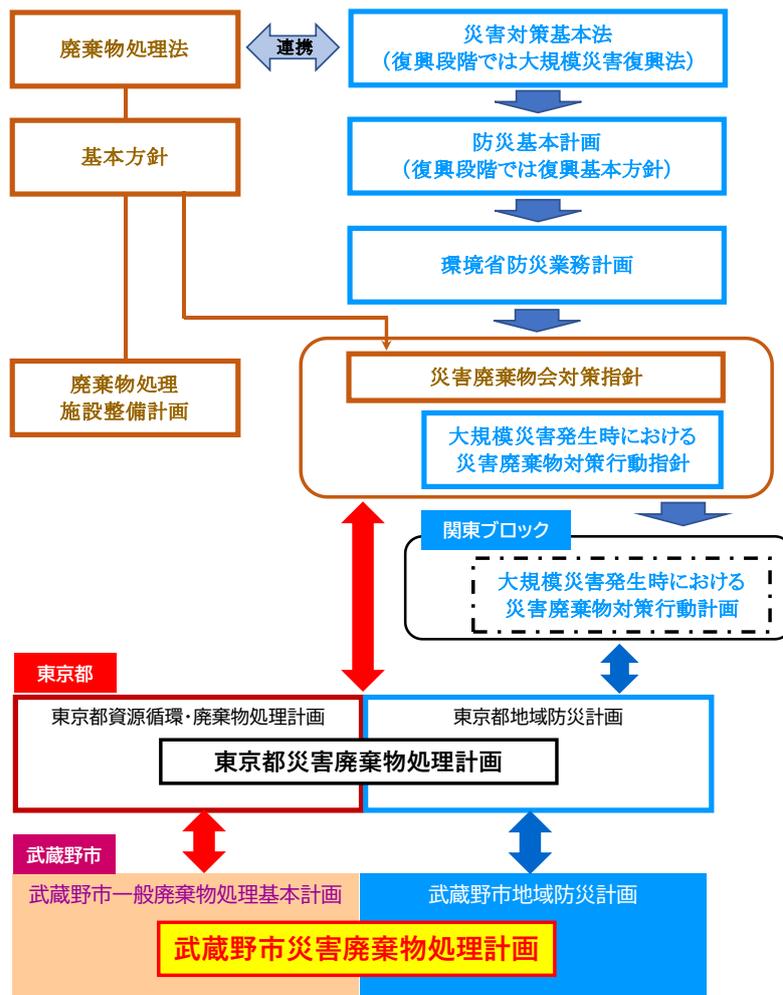
武蔵野市災害廃棄物処理計画（以下「本処理計画」という。）は、非常災害発生時、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を進めるために策定したものである。また、本処理計画に基づく災害廃棄物の処理の具体的な手順等については、「武蔵野市災害廃棄物対策マニュアル」を別途作成する。そのため、本処理計画においては、平時の被害想定や非常災害時における支援物資や避難所の開設等に関する事項等は含まれていない。

1-1 目的

非常災害により生じた一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理に当たっては、市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のため、適正な処理を確保し、円滑・迅速に処理することを目的とする。

1-2 計画の位置づけ

本処理計画は廃棄物処理法の規定により定める「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画」及び災害対策基本法の規定により定める「武蔵野市地域防災計画」に基づき策定するもので、災害廃棄物の処理にあたり対象とする廃棄物及び業務の基本方針等について定めたものであり、本処理計画を基に災害廃棄物の処理を行う。



参考：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月）

### 1-3 処理主体

廃棄物処理法において災害廃棄物は一般廃棄物に区分され、本市で発生した災害廃棄物の処理主体は市となる。

災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、市で処理することが困難な場合は、近隣市区町村等及び民間事業者からの支援を要請する。また、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項に基づき、都への事務委託を行うものとする。

### 1-4 計画の対象

#### 1. 対象とする災害廃棄物

本処理計画で対象とする廃棄物は、地震災害、水害等の自然災害により特に処理が必要となった廃棄物及びし尿で、以下のものとする。また、一般廃棄物処理に関しては、特に平時と異なる対応（例えば家庭の粗大ごみの受入制限など）も必要となる。

#### (1) 災害廃棄物

○地震や水害等の非常災害により被災した住民からの粗大ごみ、家庭ごみ（生活ごみは除く。）、避難施設等で排出されるごみ、被災建物の撤去（必要に応じて解体）等で発生する廃棄物とする。

○避難施設等の仮設トイレ等から搬出するし尿も含まれる。

○事業所からの廃棄物は、発災後、廃棄物処理法第 22 条に基づく国庫補助の対象となった事業所で災害に伴い発生したものを除き、原則として事業者が処理を行うものとする。

#### (2) 一般廃棄物（家庭系・事業系）及び産業廃棄物

○家庭系一般廃棄物は、通常生活で排出される生活ごみ、家庭のし尿である。

○非常災害時であっても、事業者による事業活動に伴う廃棄物は、平時と同様に事業系一般廃棄物及び産業廃棄物に区分される。これらの廃棄物は、平時と同様に処理することを原則とする。

○ただし、一般廃棄物の処理にあたり、必要に応じて制限等を設けることがある。

## 2. 対象業務

表3-1のうち、災害廃棄物（二重線部）の収集運搬、中間処理及び最終処分（災害の規模により、被災建物の撤去及び必要に応じた解体を含む）とする。

表 3-1 対象業務（災害廃棄物の種類と概要）

廃棄物の種類		概 要
一般 廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した住民の排出する生活ごみ※ （通常生活で排出される生活ごみを除く。）</li> <li>・避難施設で排出される生活ごみ※（避難所ごみ）</li> <li>・一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ）</li> <li>・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物</li> <li>・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物</li> <li>・被災施設の仮設トイレからのし尿</li> <li>・被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物を除く。）</li> <li>・その他災害に起因する廃棄物</li> </ul>
	家庭廃棄物、 し尿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常生活で排出される生活ごみ</li> <li>・通常家庭のし尿</li> </ul>
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）</li> </ul>
産業廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物</li> </ul>

※被災した住民の排出する生活ごみ、避難所ごみは災害廃棄物処理事業費補助金の対象外

出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月）

## 1-5 災害廃棄物対策の基本的な考え方

### 1. 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理について、平時と同様に、市民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正な処理を確保し、円滑かつ迅速に処理を進めるために、次の「武蔵野市災害廃棄物処理基本方針」（以下「処理基本方針」という。）を定める。

#### 第一 市民の生活環境の保全

市民の生活環境を保全するため、変化する状況に対応し、その都度優先度の高いものから迅速に災害廃棄物の撤去及び処理を進める。

#### 第二 計画的な対応・処理

災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的な処理を推進する。

#### 第三 迅速な対応・処理

早期の復旧・復興を図るため、変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う。

#### 第四 埋立削減、再資源化の推進

災害廃棄物の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。

#### 第五 環境面及び衛生面に配慮した処理

混乱した状況においても、環境面及び衛生面に配慮し、適正処理を推進する。

#### 第六 安全の確保

仮置場への搬入、搬出作業等において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。

#### 第七 経済性に配慮した処理

災害廃棄物の処理にあたっては効率的に行い、経費の削減に努める。

#### 第八 東京都、国、他の区市町村、関係機関等との連携協力

災害廃棄物の処理は原則、可能な限り市内で処理を行うものである。しかし、最終処分も含め、全ての処理を市内で行うことは不可能であることに留意し、東京都、国、他の区市町村、関係機関等との緊密な連携協力を努める。

## 2. 災害廃棄物処理の基本的な事項

### (1) 災害廃棄物処理の流れ

本処理計画に基づく災害廃棄物処理の具体的な手順等については、「武蔵野市災害廃棄物対策マニュアル」を別途作成し、同マニュアルに基づく処理を行う。

災害廃棄物の処理フローについては、関係機関と調整のうえ「武蔵野市災害廃棄物対策マニュアル」に記載する。

### (2) 仮設的な処理施設等の迅速な整備

被災住民の持込み等に対応するため、一時的に災害廃棄物の積替え保管を行う「一次仮置場」およびその補助地を災害発生直後に仮設で整備する。また、仮設的に災害廃棄物の中間処理を行う「二次仮置場」については、多摩地域で共同設置を検討する。

### (3) 非常災害時におけるごみ処理施設の利用

本市のごみ処理施設では、災害発生直後に災害による影響の点検作業等を実施する。施設の稼働に支障のないこと及び電力・上水の供給確認、各薬剤の備蓄量の確認等を行い、ごみ処理を継続又は再開させる。また、運転継続に必要な薬剤等を可能な限り備蓄しておく。

表 3-2 本市のごみ処理施設

名称	所在地	処理能力	処理方法	処理対象
武蔵野クリーンセンター	緑町3-1-5	120 t / 日	焼却	可燃ごみ
		10 t / 5hr	破砕	不燃・粗大ごみ

### (4) 選別作業の進め方

災害廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に進めるためにも、徹底した選別作業が不可欠である。そのため、上流側での選別作業を徹底する。

### (5) 処理施設の所在地における優先順位

できる限り市内での処理を進め、次に東京都多摩地域内の処理施設、そして都内処理施設、それでも処理が困難な場合に、都外の処理施設で処理を進める。

## 3. 東京都等との連携体制構築

### (1) 東京都環境局との連携

- ・災害廃棄物発生量が甚大で広域的な処理・処分の必要が生じる場合に備え、東京都との連携により、大量の災害廃棄物を迅速に処理する体制の構築を検討する。
- ・他県等への応援要請が必要な場合には、都が主体となり調整を行うこととなるので、都との緊密な連絡体制を準備する必要がある。

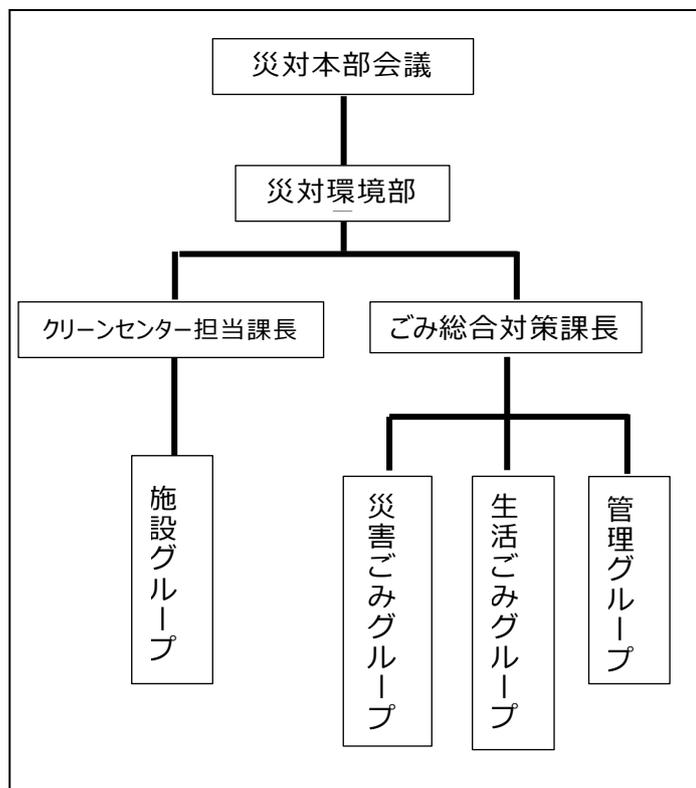
2-1 平時の備え（体制整備等）

1. 組織体制と役割分担

非常災害に備えた平時の災害廃棄物対策体制（以下「対策体制」という。）及び非常災害発生時の災害廃棄物処理実行体制（以下「処理実行体制」という。）は、下に示す災害廃棄物処理実行（対策）体制表のとおり。

また、対策体制及び処理実行体制における各組織の役割分担を具体的に整理したもののとして、「武蔵野市災害廃棄物処理役割分担表」を作成する。

災害廃棄物処理実行（対策）体制表



※職員の参集状況に応じて必要人員を確保する。

2. 災害廃棄物対策マニュアルの整備

本処理計画は、非常災害時における包括的な行動を規定したものである。よって、本処理計画に示された基本的な事項を反映した、災害廃棄物対策マニュアル（以下「マニュアル」と呼ぶ）を別途作成する。また、本処理計画及びマニュアルは、管理グループの職員が管理する（見直し改訂した場合も同様）。

## 2-2 各フェーズでの対応

実行本部長（環境部長）の命令によって参集した職員は、マニュアルに基づき、フェーズごとの必要業務に着手する。

### 1 フェーズ1 発災直後～被災後3日間程度

- 救助捜索活動の障害物の搬入先を確保するため、被災現場の近隣の私有地を一時仮置場として整備する。
- 災害廃棄物の暫定量を勘案して、処理方針案を作成する。その際は、必要に応じて都、廃棄物関連団体等と連絡・調整する。
- 市内の一般廃棄物処理施設（武蔵野クリーンセンター）の被災状況を確認し、処理能力などを把握する。調査結果は、都がれき処理部会に報告する。
- 災害廃棄物の選別作業等の中間処理施設を整備する一定程度の敷地を有する二次仮置場については、多摩地域での用地確保を検討する。

### 2 フェーズ2 被災後1週間程度

- 発災直後のさまざまな情報を収集・整理し、市内におけるがれき処理の基本的方針を明らかにし、市外への避難・流出住民を含む関係者に広く周知する。
- 地域防災計画に従い、市内におけるがれき処理を行う。
- 必要に応じて都に災害廃棄物処理に関する協力を要請する。必要に応じて、一時仮置場の状況を都がれき処理部会に報告する。
- マニュアルに基づき、災害廃棄物処理の進行管理を行い、必要に応じて、処理実績の公表、要処理量（見込）の算出を行う。

### 3 フェーズ3 被災後1か月程度

- がれき処理等に関する公費負担の対象や申請手続等について申請・相談窓口を設置する。
- 被災現場及び一時仮置場の状況等を調査したうえで、災害廃棄物の量の推定値を算出する。
- 地域防災計画で定めた処理方法に従い、処理事業の設計、積算して、災害等報告書を作成し、東京都へ提出する。
- マニュアルに基づき、二次仮置場の仮の中間処理の完了後、用地返還の手続及び、作業を行う。

## 2-3 災害廃棄物処理支援

大規模な災害が発生し、本市で被害がない場合又は災害廃棄物の量が本市内で1年以内に処理が可能な場合であって、他の区市町村（都内外）内での処理が難しく、処理の支援要請があった場合、本市の支援方針は以下のとおりとする。

## 1 災害廃棄物処理の支援体制整備

災害廃棄物処理の支援体制は、平時の災害廃棄物対策体制の一部をあてる。

## 2 処理支援

管理グループが災害廃棄物の受入処理計画に関する調整等を所管し、施設グループが災害廃棄物の受入処理に当たる。

### 3-1 処理計画の見直し

#### 1. 定例会議の開催

ごみ総合対策課管理計画係は、毎年度「災害廃棄物対策会議」を開催し、本処理計画及びマニュアル、研修等につき情報共有を図る。また、人事異動に伴い、必要に応じて同様の会議を開催する。

#### 2. マニュアルの更新・整備

ごみ総合対策課管理計画係は、当該年度末までに各担当に対してマニュアルの更新及び見直しの依頼を行う。

### 3-2 処理計画に関する訓練

ごみ総合対策課管理計画係は、国、東京都等が行う災害廃棄物対策に関する訓練に参加要請があった場合に、積極的に対応する。

## 最後に

本処理計画は、武蔵野市において災害廃棄物の処理に関する事項としてとりまとめたものであり、非常災害により被害が甚大な場合は、本市内の処理施設だけでは完結しないことが想定される。そこで、本市が加入している循環組合、協議会と災害廃棄物対策の検討を働きかけて、災害発生時における災害廃棄物処理の実行性を担保し、本処理計画を随時見直していく。

## 第4編 一般廃棄物処理施設等施設整備計画

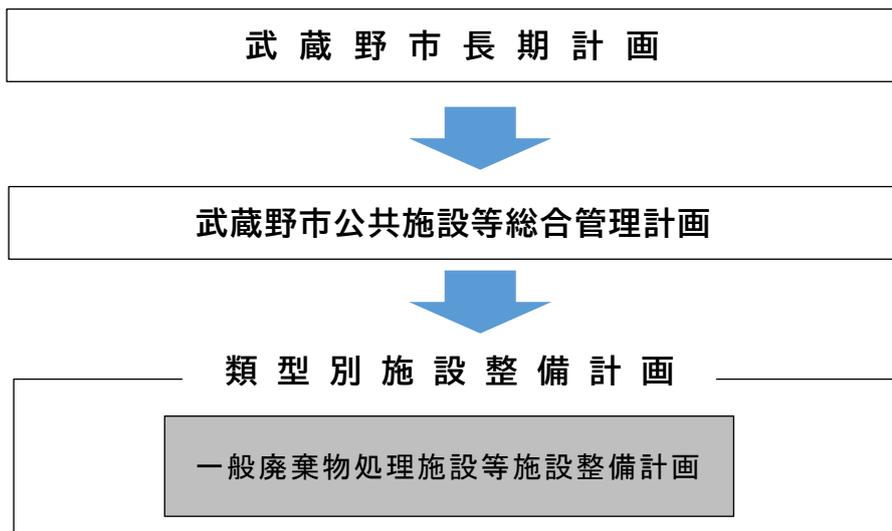
### 第1章 基本的な事項

#### 1 計画の目的

一般廃棄物処理施設等施設整備計画（以下「本計画」という。）は、武蔵野クリーンセンター、むさしのエコ re ゴートおよび公衆便所（ミカレットきちじょうじ、ミカレットみたか、ミカレットさかいみなみ、ミカレットさくらづつみ）（以下「一般廃棄物処理施設等」という。）の施設整備における現状及び課題を整理し、今後の施設の整備方針や年次計画について示すことを目的とする。

#### 2 計画の位置づけ

本計画は、武蔵野市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の下位計画として、また具体的に推進する類型別計画として位置づける。



#### 3. 総合管理計画の基本方針・類型別方針

本計画では、総合管理計画で定める基本方針・類型別方針をもとに施設整備の検討を行うものとする。

##### (1) 基本方針

###### ① 財政負担の軽減・平準化

予防保全型維持管理、施設の長寿命化・延命化等により、財政負担の軽減や平準化を図るとともに、公民連携等により効果的・効率的で安定的な施設管理を行っていく。

###### ② 安全性の確保・利便性の向上

公共施設等の安全性を確保し、社会状況や市民のニーズの変化に合わせて利便性の向上に努める。

③ 施設の再構築と新たな価値の創造

従来の考え方にとらわれることなく様々な工夫を行い、施設の再構築を図るとともに、必要な投資は行いながら新たな価値を創造していく。

(2) 類型別の方針

施設種類	施設類型	施設名	あり方・整備等方針
公共施設	公衆便所	ミカレット きちじょうじ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅周辺への設置を基本としており、他の公共施設や民間施設の代替機能についても配慮しながら、将来も適切に維持していく。</li> <li>・ 駅周辺以外の施設は過去の経緯を踏まえつつ、その必要性を検討する。</li> </ul>
		ミカレット みたか	
		ミカレット さかいみなみ	
		ミカレット さくらづつみ	
都市基盤 施設	ごみ処理 施設	武蔵野 クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武蔵野クリーンセンターについては、引き続き PPP (DBO 方式) により運営する事業者と連携を図りながら、市の責任において、施設整備や運転管理等の指導・監督を行う。</li> <li>・ むさしのエコ re ゴートの維持管理は、引き続き市の直営体制で実施する。</li> </ul>
		むさしの エコ re ゴート	

4. 計画期間

本計画の期間は、一般廃棄物処理基本計画の計画期間である、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とする。

## 第2章 | 個別施設の状況等

### 2-1 武蔵野クリーンセンター

<p>施設概要</p>	<p>【所在地】 緑町 3-1-5          【竣工年度】 2017（平成 29 年）          【築年数】 築 7 年          【床面積】 工場棟 8,861.48 m<sup>2</sup>                            管理棟 1,397.72 m<sup>2</sup>          【構造】 工場棟 RC/SRC/S 造                            管理棟 S 造          【階数】 工場棟 地下2階 / 地上3階                            管理等 地上 2 階          【設備】 焼却施設：60 t / 日 × 2                            不燃・粗大ごみ処理施設：10 t / 5h</p>	
<p>改修履歴</p>	<p>なし</p>	
<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所本庁舎をはじめとする公共施設と住宅街に囲まれた市内中心部に位置する。旧クリーンセンターの老朽化に伴い建て替え、平成 29 年 4 月から本格稼働している。</li> <li>・市内全域の一般廃棄物（可・不燃、粗大）の中間処理を行っている。</li> <li>・廃棄物エネルギーの有効活用策としてごみ発電設備を導入し、周辺公共施設に電気と蒸気を供給している。</li> <li>・DBO 方式で建設及び施設運営（20 年間長期包括）を行っている。</li> </ul>	
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備については、「クリーンセンター長寿命化計画（仮称）」に基づき、事業運営委託事業者と連携を図りながら実施していく。</li> </ul>	

## 2-2 むさしのEcoreゾート

<p>施設概要</p>	<p>【所在地】 緑町 3-1-5          【竣工年度】 1983（昭和 58 年）          【築年数】 築 41 年          【床面積】 2,184.16 m<sup>2</sup>          【構造】 RC 造          【階数】 3 階          【設備】 昇降機（1 基）          蓄電池          太陽光パネル</p>	
<p>改修履歴</p>	<p>平成 28 年 工場棟解体工事          平成 30 年 東面外壁改修等工事          令和元年 内装改修工事、給排水衛生工事、電気設備工事          空気調和設備工事、昇降機設備工事</p>	
<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な環境について一緒に考え、学び合い、行動・活動するため、市内、市外の個人・団体と多くの方に利用される施設である。</li> <li>・平成 28 年に旧工場棟の事務所、プラットホームを残す形で建物を減築し、環境啓発施設として大規模改修を行った。</li> <li>・環境に配慮した施設として、省エネ性能の高い空調機、LED 照明、太陽光発電システム、蓄電池を設置している。</li> </ul>	
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃や点検、保守等の日常の維持管理を適切に行う。</li> <li>・既存の外壁は改修が未実施のため、状態監視を継続して改修時期を検討する。</li> </ul>	

## 2-3 公衆便所（ミカレット）

### 1 ミカレットきちじょうじ

<p>施設概要</p>	<p>【所在地】 吉祥寺南町 2-2          【竣工年度】 2013（平成 25 年）          【築年数】 築 11 年          【床面積】 45.82 m<sup>2</sup>          【構造】 S 造          【階数】 1 階          【設備】 男子 大 2 / 小 3                    女子 2                    だれでもトイレ 1</p>	
<p>改修履歴</p>	<p>平成 31 年 ベビーシート・ベビーチェア取付工事</p>	
<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉祥寺駅に近いため多数の利用者がおり、来街者も多い。</li> <li>・備品の破壊、トイレ内の長時間居座りや喫煙等、トイレを適切に利用されていない事例が多く見受けられる。</li> <li>・平成 25 年に京王吉祥寺駅ビル建替えに伴い、現敷地に改築された。</li> <li>・令和 9 年に照明器具や空調設備が目標耐用年数の 15 年を迎える。</li> </ul>	
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの適正な利用や備品等の破壊防止の対策として防犯カメラの設置を検討する。</li> <li>・トイレの利用に支障をきたさないよう、日常の清掃・点検、修繕・補修等の維持管理を適切に実施する。</li> <li>・設備機器の劣化状況を中心に、状態監視をしながら必要な修繕・改修工事を実施していく。</li> </ul>	

### 2 ミカレットみたか

<p>施設概要</p>	<p>【所在地】 中町 1-14          【竣工年度】 1970（昭和 45 年）          【築年数】 築 53 年          【床面積】 26.95 m<sup>2</sup>          【構造】 RC 造          【階数】 1 階          【設備】 男子 大 1 / 小 2                    女子 2                    だれでもトイレ 1</p>	
-------------	--	--

改修履歴	平成 16 年 身障者トイレ通路改修工事 平成 17 年 便器交換工事、身障者屋根防水工事 令和元年 内装改修工事、給排水工事、分電盤等電気工事 令和 4 年 屋上防水改修工事
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅に近いこともあり、利用者が多い。</li> <li>・ 備品の破壊等はあまりないが、利用者から様々な要望が出ている。</li> <li>・ 配管設備や電気設備等の老朽化や和式便器の洋式化等の要望を踏まえ、今後 20 年程度の活用を目指し、令和 2 年度に内装の全面改修を実施した。</li> </ul>
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃や点検、保守等の日常の維持管理を適切に行う。</li> <li>・ 外壁は改修未実施のため、状態監視をしながら改修時期の検討を行う。</li> </ul>

### 3 ミカレットさかいみなみ

施設概要	<p>【所在地】 境南町 2 - 3 【竣工年度】 2023 (令和 5 年) 【築年数】 築 1 年 【床面積】 42.93 m<sup>2</sup> 【構造】 RC 造 【階数】 1 階 【設備】 男子 大 1 / 小 2           女子 2           だれでもトイレ 1           やさしいトイレ 1</p>	
改修履歴	なし	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移設前は利用者が多く、近くに武蔵境駅南口ロータリーがあるため、バスの運転手や、夜間にはタクシー運転手の利用がある。</li> <li>・ 令和 3 年に築 33 年となり大規模改修の時期を迎えていたなか、都市計画道路上に設置されていたことなどを踏まえ、令和 4 年度に新施設を現敷地に改築した。</li> </ul>	
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃や点検、保守等の日常の維持管理を適切に行う。</li> </ul>	

#### 4 ミカレットさくらづつみ

<p>施設概要</p>	<p>【所在地】桜堤 2 - 1          【竣工年度】1991（平成 3 年）          【築年数】築 33 年          【床面積】42.00 m<sup>2</sup>          【構造】RC 造          【階数】1 階          【設備】男子 大 1 / 小 2                    女子 2                    だれでもトイレ 1</p>	
<p>改修履歴</p>	<p>平成 15 年 男子トイレ大便器交換工事          令和元年 ベビーシート・ベビーチェア取付工事                    便器和洋式変更修繕工事</p>	
<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に桜堤団地中央公園の利用者や周辺住人に利用されている。</li> <li>・衛生設備機器の機能的劣化、オストメイトの未設置等の社会的劣化に対応するための機能向上が求められる。</li> <li>・築 33 年を経過しているなか、屋根防水（アスファルトシングル葺き）や木製パーゴラ等、各部位の劣化が随所に見られる。</li> </ul>	
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 8 年に防水、外壁等の保全部位を始め、機能維持向上のための大規模改修工事を実施予定。</li> <li>・過去の経緯を踏まえつつ、老朽化に伴う建替え等の際には、その必要性も含め検討するものである。</li> </ul>	

### 第3章 | 対策内容と実施時期

施設名	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	対策費用 (千円)	対策内容
	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
武蔵野 クリーンセンター				築10年						築15年	- A	長寿命化計画に基づき計画的に保全整備を行い、適切に維持管理を行う。
むさしの エコreゾート					築15年	外壁調査				築50年	64,068 D	令和元年の大規模改修に未実施の外壁タイルについて、令和10年に外壁調査を実施し、改修時期を検討する。
ミカレット さちじょうじ					築15年					築20年	1,680 B	照明器具や空調設備が令和9年に耐用年数15年を迎えることから、状態監視のなかで改修の有無を判断する。
ミカレット みたか		築55年								築60年	691 E	令和2年度に大規模改修を実施しているが、築50年以上経過していることから、定期的に建物劣化状況を確認し、適切な維持管理を努める。
ミカレット さかいみなみ					築5年					築10年	787 A	令和4年度に改築し、令和5年度より使用開始。対策費用はR10年度より計上。
ミカレット さくらづつみ			築55年							築60年	7,700 C	築30年を超過していることから、令和8年に屋根、外壁の保全部位を含めた大規模改修の実施を検討する。

#### 【老朽度】

本市における施設の耐用年数（60年）に対する残耐用年数の比。

老朽度A：築後10年以下（大きな改修等不要時期）

老朽度B：築後10年超～25年以下

老朽度C：築後25年超～35年以下（大規模改修実施時期）

老朽度D：築後35年超～50年以下

老朽度E：築後50年超（更新の準備時期）